
銭 恂 年 譜

高 木 理久夫

【概説】

本稿は、清末、外交官として活躍し、草創期の早稲田大学図書館に多くの漢籍を寄贈し、多大な貢献をした銭恂（1853-1927）に関する資料を調査し、それに基づいて彼の事績をまとめた年譜である。筆者は『早稲田大学図書館紀要』第55号（2007）に、「早稲田大学開校期における銭恂の寄贈図書について」と題し、明治34年から翌35年にかけて、銭恂が当館に寄贈した図書の現況と、銭恂自らが記した、その寄贈目録の翻刻を発表した。その作業をおこなうにあたり、銭恂に関するまとまった伝記資料がなく、人物事典の類いにおいても、いったいどのような資料に拠って記事が書かれているのか、不分明なことがほとんどであった。そこで、銭恂自身が記したり、銭恂について同時代の人たちが記した資料を集め、それらを時系列をおって記述すること、すなわち年譜のかたちにもとめあげることにした。したがって、何よりも今後の研究に資するため、資料索引として利用できるように、記事に関する典拠資料については、原文あるいは原文収載資料名等を掲げた。

本稿に記載したとおり、銭恂の活動時期は、大きく4つの時期に分けられると思われる。

第一期は、誕生から光緒18年（1892）、40歳まで、薛福成のもとで天一閣の蔵書目録の編纂に携わったり、薛氏に随行して海外に渡航した時期である。

第二期は、光緒19年（1893）から光緒29年（1903）、51歳まで、張之洞

のもとで学堂の経営に携わったり、学生監督官として日本へ派遣された時期である。

第三期は、光緒30年（1904）から宣統元年（1909）、57歳まで、妻である単士釐とのロシア旅行やオランダ、イタリアへ赴任した時期である。外交官として錢恂が最も充実していた時期だろう。

第四期は、宣統2年（1910）、58歳以降、外交官を退き、75歳で逝去するまでの時期である。

日本とのかかわりにおいて、特に、第二期は、重要な時期であると思われる。本稿ではこの時期について、『張文襄公全集』に拠り、1998年に河北人民出版社から刊行された『張之洞全集』を参照しながら、錢恂に関する記事をできるかぎり抜き出し、原文のまま掲載した。その際、標点および〔 〕による補記は、『張之洞全集』によった。

また、第三期の基本資料である『清季外交史料』については、早稲田大学中央図書館に下記の刊本が所蔵されている（文庫15-イ178）。

第一集 清光緒朝外交史料二一八卷・巻首・校勘記

北平 總發行人王希隱 民國21年1月 初版 112冊

* 当館所蔵分においては、巻11-12（第6冊）、巻17-18（第9冊）が欠本である。

第二集 清宣統朝外交史料二四卷・校勘記

北平 總發行人王希隱 民國22年10月 初版 24冊

附刊一 西巡大事記一一卷・巻首・校勘表

北平 總發行人王希隱 民國22年1月 初版 12冊

清季外交史料索引一二卷・清季條約一覽表・校勘記 12冊

清季外交年鑑四卷・清代約章分類表一卷・校勘記 4冊

北平 總發行所外交史料編纂處 民國24年 初版

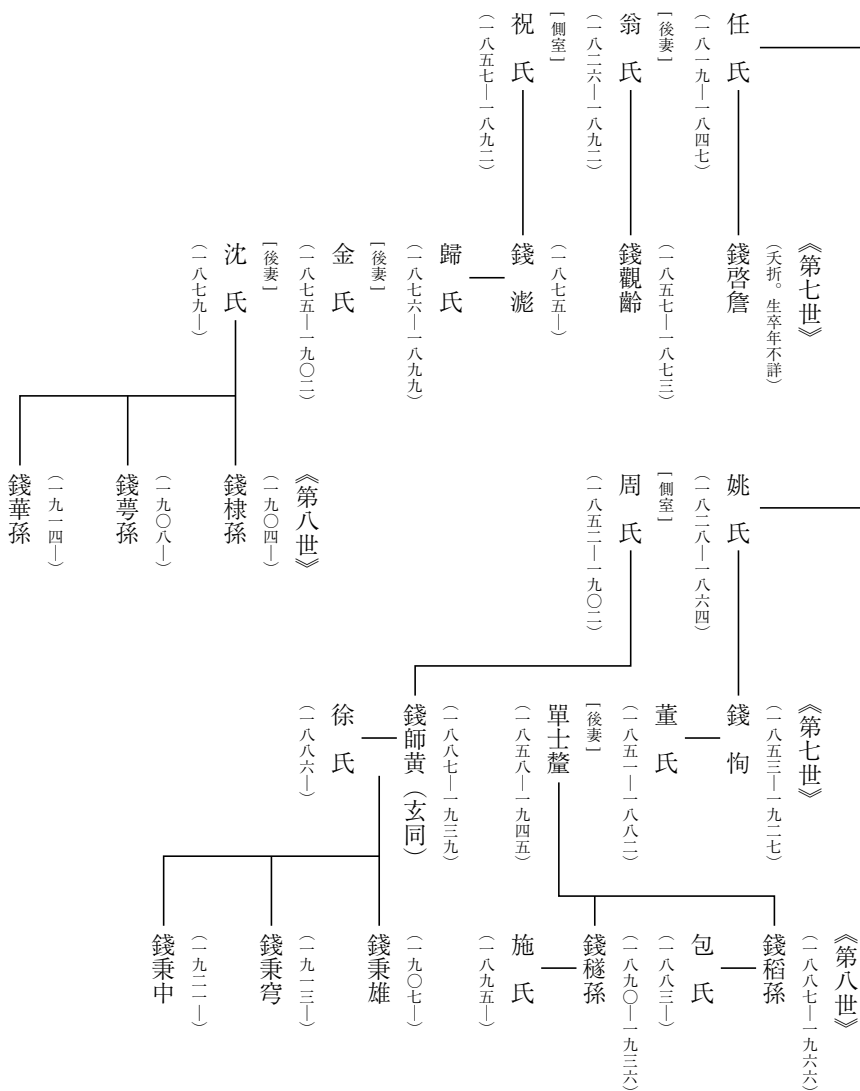
しかしながら、全体の冊数が150冊を超えるものであり、テキストとしての利便性を考慮して、北京の書目文献出版社から1987年に出版された影印

本（全5冊）を本稿では用いることとした。

最後に、本稿は、1点の雑誌記事（實藤恵秀「日華學堂の教育—留日學生史談、(五)」「東亞文化圈」第3卷第2号〔昭和19〕）を除き、すべて当館所蔵の資料を用いて作成した。たいへん限られた資料と作業時間によるものなので、調査資料数や、資料の検証及び読解等について、不足かつ不分明な部分が多々あるかと思われる。今後、研究者の方々による御教示を賜ることを、心から願う次第である。

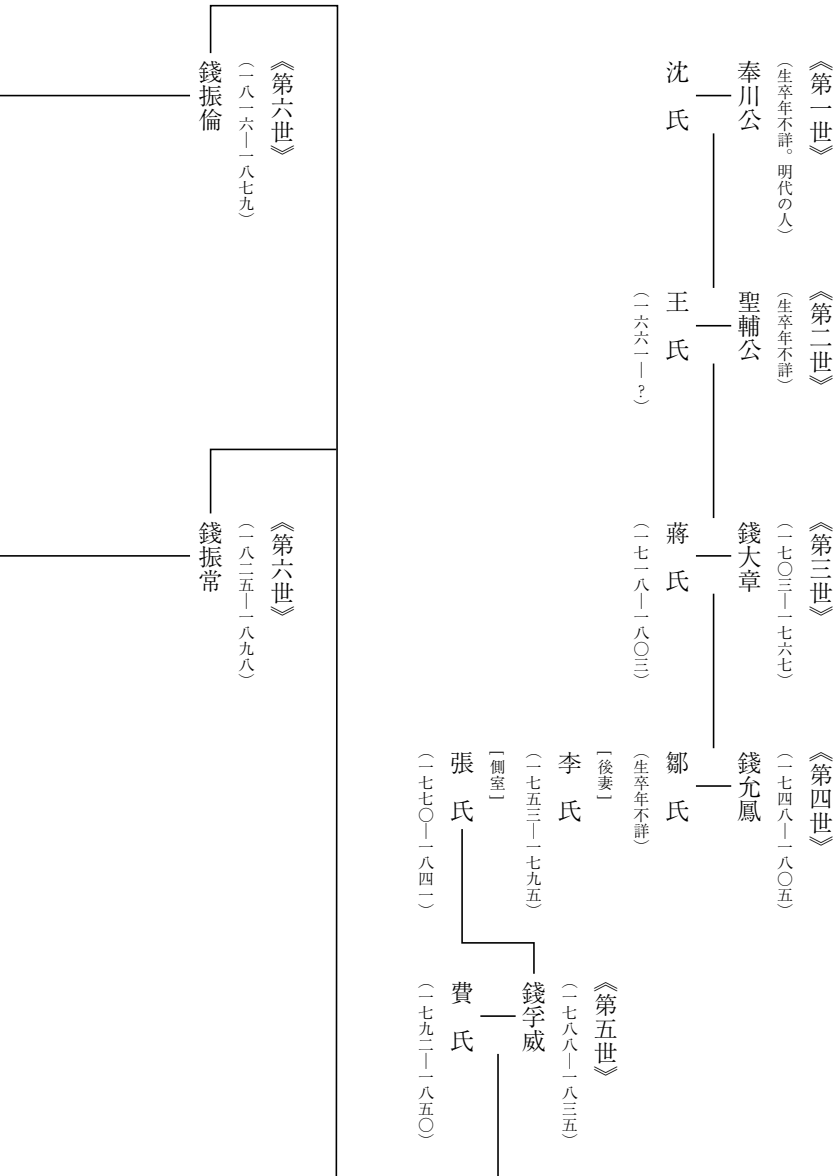
（凡例）

- ・年齢は、数え年で記した。
- ・年月日は、年譜本文においては陰曆に統一した。したがって日本人等による資料に記載された年月日も陰曆に換算した。その場合、（ ）で陽曆を補った（参考資料：鄭鶴聲編『近世中西史日對照表』上海 國立編譯館 民國25）。
- ・本文において、年月日または年月が明らかな記事は、記事先頭に○印を、年のみが明らかな記事は△印を附した。
- ・註は本文に（ ）で示した。
- ・本文の字体は原則として当用漢字に統一した。ただし、註における引用資料の字体は原文のままとした。



吳興錢氏系図

『吳興錢氏家乘』等により作成。なお系図には記さなかったが、錢恂には娘が4人いたという（『吳興錢氏家乘』一〇二頁）。



○12月12日、**錢振常⁽¹⁾**と**正妻姚氏⁽²⁾**の子として誕生、字は**念劬⁽³⁾**。
幼名は学嘉⁽⁴⁾。原籍は浙江省湖州府歸安縣(現浙江省湖州市)⁽⁵⁾。号・
 別称・室名として、**躡步主人、受茲堂主人、太公、積頤步齋**がある⁽⁶⁾。

- (1) 錢恂纂『吳興錢氏家乘』(65頁)。錢恂の父、錢振常は、道光5年(1825)4月25日に生まれ、光緒24年(1898)8月9日に逝去する。経歴に関しては、「道光十年、取入湖州府學、旋補廩膳生、捐納訓導。同治六年丁卯、並補行甲子科中式本省鄉試舉人。十年辛未、科中式貢士、以主事籤分、禮部恩詔累晉授中憲大夫。光緒八年、辭官南下、遂不出。宣統元年、以子恂官贈光祿大夫」と記されている。県の学校に置かれる官吏である訓導(『大漢和辭典卷十』394頁)や、科挙の試験制度中、郷試に及第した挙人(『アジア歴史事典第2巻』129-130頁)になり、文書業務に携わったらしいが(「以主事籤分」、後代、職官年表等に名が掲載されるような官職には就いておらず、光緒8年にはその官職も辞している。
- (2) 『吳興錢氏家乘』(65頁)には、姚氏について、「配氏姚爲、海寧州庠生、福建縣丞師濂公仲女」とある。すなわち海寧州(現浙江省海寧市)の庠生(府学・県学の生員。科挙の第一次試験に合格した者)なる。『大漢和辭典卷四』561頁)で、福建の県丞(地方官吏。県令の属官。『大漢和辭典卷八』1148頁)となった、師濂公の次女であるという。道光8年(1828)9月生まれ、同治3年(1864)6月逝去。
- (3) 『吳興錢氏家乘』81頁。
- (4) 『清國人錢恂寄贈圖書目録』(早稲田大学中央図書館所蔵 請求記号 ト10-2692-2)の記述より。
- (5) 錢實甫編『清代職官年表』第四冊3381頁。
- (6) 楊廷福、楊同甫編『清人室名別稱字號索引(増補本)』下冊919頁。

同治8年(1869) 17歳

△**歸安県学に入学⁽¹⁾**。

- (1) 「同治八年己巳取入歸安縣學」(『吳興銭氏家乗』81頁)。県学は、州学、府学、明清社学等と同じ官学で、前近代の教育機関のひとつ。歸安県学の開設時期は不詳。宋代に州学に附設される。15世紀以後、逐次、ととのえられ、清光緒初めには大成殿等の建造物が備わる(『湖州市教育志』37-38頁)。

光緒5年(1879) 27歳

○**正月、銭恂撰『韻目表一卷』が刊行される⁽¹⁾**。

- (1) 「光緒五年初刊。用學嘉名、學呂公所命也。生平所撰此最精刊、亦最早刊」(『吳興銭氏家乗』97頁)

光緒8年(1882) 30歳

○**1月8日、先妻董氏(1851-1882)が死去⁽¹⁾**。

- (1) 董氏について、『吳興銭氏家乗』には、「配氏董爲、仁和甲子優貢慎言公長女。生於咸豊元年辛亥十一月十二日 時、卒於光緒八年壬午正月初八日辰時」と記されている(82頁)。仁和県(杭州府内の県。現浙江省杭州市。『大漢和辭典卷一』583頁)の甲子(嘉慶9年)の優貢、慎言公の長女であるという。優貢とは、清の制度で、三年ごとに教官が在学中の優秀者を朝廷に推挙し、これを考定した後、一等の者は知県に、二等は教職に、三等は訓導とし、悪いものは帰郷させることとした制度であるという(『大漢和辭典卷一』958頁)。

光緒13年（1887） 35歳

○7月25日、異母弟（側室周氏）の錢師黄（1887-1939、後の錢玄同）が誕生⁽¹⁾。

(1) 『吳興錢氏家乘』103頁。

○10月21日、長男錢稻孫（1887-1966）が誕生⁽¹⁾。

(1) 『吳興錢氏家乘』105頁。

△この年、薛福成⁽¹⁾（当時、湖南按察使）の命を受け、浙江寧波鄞県にある天一閣蔵書の目録編纂にとりかかる⁽²⁾。

(1) 薛福成（1838-1894）は江蘇無錫の人。清末の政論家、外交家。曾国藩の幕僚時、文筆を以って名を成し、後年、李鴻章の洋務運動に協力する。清仏戦争時（1883-1885）、浙東の地方官として、現地の軍を率いフランス軍を撃退する（薛福成著、安宇寄校点『出使四国日記』1頁）。

(2) 蔡佩玲著『范氏天一閣研究』（156頁）。

△この年、錢恂撰『光緒通商綜覈表 中外交渉類要表』が刊行される⁽¹⁾。

(1) 「此兩表、均光緒十三年所撰刊」（『吳興錢氏家乘』98頁）。

光緒15年（1889） 37歳

○5月、『天一閣見存書目四卷首末二卷』⁽¹⁾が刊刻される⁽²⁾。

(1) 封面裏刊記には、「光緒巳丑仲夏無錫薛氏新栞板藏甬上崇實書院」とある（早稲田大学中央図書館所蔵本 請求記号 イ2-131）。

(2) 蔡佩玲著『范氏天一閣研究』156頁。

○6月、出使英・法・義・比国（イギリス・フランス・イタリア・ベルギー）大臣として赴任する薛福成の随行員の一人として（身分は「直隸候補県丞」）⁽¹⁾ヨーロッパに向けて渡航する⁽²⁾。

- (1) 「直隸」は首都に直属する行政区画をいい、「候補」は、現職官に対し、官吏の資格を得たのみで未だ実職を得ない者、「県丞」は、県の長官である「知県」の補助官をいう（植田捷雄等共編『中國外交文書辭典（清末篇）』33、39頁等）。
- (2) 『薛福成全集』中冊収載「出使英法義比四國日記」巻一および『出使四國日記』巻一（2頁）。

光緒16年（1890） 38歳

○3月1日、薛福成の命により、他の随員とともにフランスからロンドンに向けて先発する⁽¹⁾。

- (1) 『薛福成全集』中冊収載「出使英法義比四國日記」巻二および張玄浩、張英宇標点『走向世界丛书 薛福成：出使英法義比四國日記』(119頁)。

○5月26日、次男錢穉孫（1890-1936）が誕生⁽¹⁾。

- (1) 『吳興錢氏家乘』107頁。

光緒17年（1891） 39歳

○4月15日、薛福成宛の許景澄⁽¹⁾の書信によれば、このころドイツの地図及び連邦の形勢図作成に従事する⁽²⁾。

- (1) 許景澄（1845-1900）は浙江嘉興の人。清末の外交官。北洋海軍創設のため、ドイツからの軍艦購入に尽力した。のち、義和団事変に際して、その弾圧と対外和睦を主張したため、1900年7月、

処刑された（『アジア歴史事典第2巻』423-424頁）。当時、出使
俄・徳・荷大臣。錢恂は、『清國人錢恂寄贈圖書目錄』の中で、
彼について、「許氏駐歐羅巴多年、於外交之外、尤研究軍艦製造
沿革」と記している（高木理久夫「早稲田大学開校期における錢
恂の寄贈図書について」）。

- (2) 『走向世界丛书 薛福成：出使英法比四国日記』所載「出使日
記續刻」卷之一（367頁）。

光緒18年（1892） 40歳

△3年間のヨーロッパ滞在後、捐納により「同知」から「知府分
省補用」となる⁽¹⁾。

- (1) 「光緒十八年、以出洋三年期滿、由捐納同知循例保升知府分省補
用」（『吳興錢氏家乘』81頁）。「捐納」（えんのう）は中国の制度で、
既定の歳入のほかに財政を補うため、人民に金銭または米穀を納
めさせ、代わりにある官職、資格、または優遇をあたえることを
いう（『アジア歴史事典第1巻』423頁）。ちなみに「同知」（「知府」
の補助官）は正五品官、「知府」（府の長官）は第一級の「道員」
に次ぐ従四品官がなる外官（地方官職）で、光緒15年の「新海防
例」による捐納額は、同知銀1,790両、知府銀4,788両である（許
大齡著『清代捐納制度』所載「歷屆捐例貢監生捐納官職銀數表
（二）外官」より）。錢恂は父祖の代から相当な資産を受け継いで
いたようである。参考文献：黃本驥編『歷代職官表』、植田捷雄
等共編『中國外交文書辭典（清末篇）』。

光緒19年（1893） 41歳

○10月、張之洞⁽¹⁾により武昌に設立された自強学堂（現武漢大学）

において提調⁽²⁾として、学堂の行政を担当する⁽³⁾。

- (1) 張之洞(1837-1909)は直隸南皮の人。光緒帝即位を支持し、西太后に認められる。山西巡撫、兩広総督、湖広総督を歴任。政界の重鎮として権勢をふるう。当時、湖広総督の地位にあった(『アジア歴史事典 第6巻』292-293頁)。
- (2) 織田萬撰『清國行政法汎論』第十一節「新設官廳」によれば、晚清期、『大清會典』所載以外の新設官庁には事務を統括する「總辦」の下で、事務の準備補助一切をする「提調(ヨーロッパ人はDirectorあるいはSecretary to the Boardと訳す)」がいるとしている(491-492頁)。『汉语大词典第六卷』では「官名。負責管領、調度的人」と記している(747頁)。官庁、企業等における実務担当責任者といったところだろう。
- (3) 程頌萬『十髮齋叢書類稿』第八強學編表1-2頁によれば、「提調・・錢恂、官鹽運使銜、分省補用知府、奏委赴日本監督出洋學生。」と記されているという(蘇雲峯著『張之洞與湖北教育改革』111頁)。

△この年、ロシアから航路で帰国する⁽¹⁾。

- (1) 単士釐『癸卯旅行記』24頁。

光緒21年(1895)	43歳
-------------	-----

○12月29日、張之洞により推挙する官吏の一人として奏上される⁽¹⁾。

- (1) 「奏調湖北差委分省補用知府錢恂。學識淹雅、才思精詳。平日講求洋務、於商務考究甚深。嗣兩次經出使大臣奏帶出洋、經歷俄、法、德、英國諸國、並此外各國亦經該員自往遊歷。於外洋政事學術確能考索要領、貫澈源流、期於有裨實用、不僅傳說皮毛、以炫異聞。臣所見近日通曉洋務之員、其密實知要、未有能過之者。凡委辦一

事、必能澄心渺慮、審度時勢、裁斷敏速、能言能行、實爲切於時用之長才」(「保薦人才摺并清單 光緒二十一年十二月二十九日」『張文襄公全集』第2冊792頁、『張之洞全集』第2冊1119-1120頁)。

光緒22年(1896) 44歳

○11月、張之洞により設立された武備学堂において提調として学堂の行政を担当する⁽¹⁾。

- (1) 「並委奏調分省知府錢恂、浙江候補知府聯豫充學堂提調、令其考核經費、約束學生、整飭一切、責令各該員等洋教習商酌協助、隨時維持、以期有實效而無流弊」(「設立武備學堂摺 光緒二十三年正月二十八日」『張文襄公全集』第2冊842-843頁、『張之洞全集』第2冊1228頁)。

光緒23年(1897) 45歳

△冬、従兄の錢澂(錢振倫の三男。錢仲聯の父)を日本陸軍大佐神尾光臣⁽¹⁾に託して日本に留学させる⁽²⁾。

- (1) 神尾光臣(かみお みつおみ、1855-1927)は明治・大正期の軍人。中国語を学び、日清戦争後、清国公使館付武官補佐官や師団参謀長等を歴任、旅順攻囲や青島攻略に参戦した(『国史大辞典第3巻』568頁)。
- (2) 単士釐『癸卯旅行記』17頁。

光緒24年(1898) 46歳

○2月9日および2月30日付で、東京滞在中の姚錫光⁽¹⁾から、接触した人物および日本の学校教育の状況について報告を受ける⁽²⁾。

- (1) 蘇雲峯著『張之洞與湖北教育改革』(97-98頁)よれば、姚錫光(1856-)は、当時、武備學堂兼自強學堂の「總稽察」の役職にあった。呂順長氏は、『晚清中國人日本考察記集成：教育考察記上』の『東瀛學校舉概』解題中、姚錫光の役職を「湖北武備學堂兼自強學堂總督の身份」としているが、蘇雲峯氏の「總稽察」という語に従う。「稽察」は、官庁の規律を振肅するために、各官庁の事務を検査して、その誤りをただすことであるという(植田捷雄等共編『中國外交文書辭典(清末篇)』32頁)。
- (2) 『晚清中國人日本考察記集成：教育考察記上』収載の姚錫光『東瀛學校舉概』17-22頁「與錢念劬大守 戊戌二月初九日自日本東京」、「再致錢念劬大守 戊戌二月三十日自日本東京」より)。

○6月1日、張之洞により有能な官吏の一人として推挙される⁽¹⁾。

- (1) 「奏調湖北差委三品分省補用知府錢恂。該員中學淹通、西學切實、識力既臻堅卓、才智尤爲開敏。歷充歐洲各國出使大臣隨員、參贊於俄、德、英、法、奧、荷、義、瑞、埃及、土耳其、其各國俱經遊歷。博訪深思、凡政治、律例、學校、兵制、工商、鐵路、靡不研究精詳、曉其利弊、不同口耳游談。恂爲今日講求洋務最爲出色有用之才」(「保薦使才摺并清單 光緒二十四年六月初一日」『張文襄公全集』第2冊889頁、『張之洞全集』第2冊1317頁)。

○7月25日、張之洞の總理衙門⁽¹⁾宛電報において、日本への湖北留學生に帯同することを伝えられる⁽²⁾。

- (1) 正式名称は、「總理各國事務衙門」。外政を司る中央官庁として1861年北京に設けられた。1901年義和團議定書によって外務部が設けられるまで存続した(植田捷雄等共編『中國外交文書辭典(清末篇)』71頁)。
- (2) 「接日本總領事小田切自日本來電云、湖北與日本所商派學生赴東

及聘各種教習來鄂各節、望速遣知府錢恂赴東一行、以便面商。並云、此係外部令其發電、應即作為外部之電等語。查錢恂已遵旨赴京、日內計已到、鄂省本與日本議定即派該守帶學生前往。今外部催其速往、可否於召見後即令該守速回鄂、以便赴東、至禱。應否代奏。請鈞署裁酌、并傳知該守。〔之洞肅〕有」（「致總署 光緒二十四年七月二十五日午刻發」『張文襄公全集』第4冊2873頁、『張之洞全集』第9冊7651頁）。

○8月1日、光緒帝に謁見する⁽¹⁾。翌日、張之洞宛電報で謁見の様
様を伝える⁽²⁾。

- (1) 「二十四年、特旨召見以出使大臣記名」（『吳興錢氏家乘』81頁）。
- (2) 「昨召見三刻。上詢鄂爲詳、敷奏兵爲先、蒙許可。議政局必設、黃有尚書銜充頭等使說、然病稽滬。袁臬明後見、欲請帥入樞、外致樞、譯、部電全分呈、或各堂未周知而已上達。上最喜、詢近旨均到鄂否。請嗣後凡新旨宜先電數語。上意東渡閱操、彼定北洋士員、鄂五、訂九月望行。恂稟。豔」（「錢守來電 光緒二十四年八月初二日午刻到」『張文襄公全集』4冊2874頁、『張之洞全集』第9冊7654頁）。

○8月3日、張之洞から前日の電信の返信を受けとる⁽¹⁾。

- (1) 「聞黃有留京入樞譯之說、故托病辭使。如黃不去、或云擬熊希齡、確否。袁如擬請召不才入京、務望力阻之。才具不勝、性情不宜、精神不支、萬萬不可。渠如以鄙人爲不謬、請遇有興革大事、亦電飭人酌議、俾得效其管窺、以備朝廷采擇、則於時局尚可有益、而於鄂事不致廢弛、尚是盡職安分之道。切禱。江」（「致京錢念劬 光緒二十四年八月初三日辰刻發」『張文襄公全集』第4冊2874頁、『張之洞全集』第9冊7654頁）。

○8月16日（10月1日）、大隈重信（当時外務大臣）宛駐清林権助臨時代理公使⁽¹⁾の電報により、日本訪問が伝えられる⁽²⁾。

- (1) 林権助（はやし ごんすけ、1860-1939）は明治・大正時代の外交官。明治31年（1898）1月より在清国公使館一等書記官、同年10月、戊戌政変により逮捕令の出ていた梁啓超の日本亡命に尽力したという（『国史大辞典第11巻』679頁）。
- (2) 「去月二十九日本官天津へ出張ノ途次錢恂ニ面會シタルニ同人ハ凡二十日以内ニ日本へ向ケ湖北ヲ出發スル為メ北京ヨリ同地ニ赴クベシト語レリ」（『錢恂ノ日本訪問ヲ報ズル電報訳文 大隈外務大臣宛 駐清林臨時代理公使』明治三十一年十月一日着 大隈文書 イ14-A865）。

○12月12日、上海滞在中、張之洞から日本の対清政策、日英同盟等に関する情勢の推移を伝えるように指示される⁽¹⁾。

- (1) 「須與小田切詢商者數事。一、神尾練兵事此時斷難具奏、可問小田彼尚有何辦法。即將來能奏、參謀二字亦必不許、只可名總教習。一、大原云、武備書須兩年方能譯成。如何能待此時。擬多延日本極好武官數人來譯武備書、人多可以速成、即可隨時商酌武備事宜、將弁可時往請教。神尾亦肯來譯書否。一、小田在鄂面云、日本政府有覆電、已允設法諷令康赴美。此時不知已行否。能催詢之否。梁、王諸人亦有去志否。一、英議紳貝思福以鄂練兵二千為未足、欲在京城設參謀、意在練中國全國之兵、總署不允其參謀、令照原議辦理。小田云、英必須聯日本。此次貝赴日本、不知日本政府與議若何。議及英來鄂練兵之事否。望確詢。總之、中東聯絡大局、全被康、梁攪壞、真可痛恨。以上諸事望速密商、有何辦法。速復、措詞務須妥酌。真」（「致上海錢念劬 光緒二十四年十二月十二日子刻發」『張文襄公全集』第4冊2895頁、『張之洞全集』第9冊7702-7703頁）。

○12月13日、張之洞に返信する⁽¹⁾。

- (1) 「與小田談、神尾以譯書來可商、添請武譯員容易、可與神尾事合辦。貝思福到彼必談練兵事、外部意在以交誼諷緩、俾我可注意於東。彼政府得星海所臚康罪、益恍然設法令去、已有成議、不出數禮拜與梁、王同往美。恂稟。元」(「錢守來電 光緒二十四年十二月十三日亥刻到」『張文襄公全集』第4冊2895頁、『張之洞全集』第9冊7703頁)。

○12月中～下旬頃、錢恂初來日。

光緒25年 (1899)	47歳
--------------	-----

○4月24日(6月2日)、成城学校⁽¹⁾に入学する留學生の件で日華学堂⁽²⁾を訪問する⁽³⁾。

- (1) 当時、成城学校は「陸軍士官学校の予備校であった。1898年参謀本部の福島安正らが清国の高官に日本留学の必要をといたことから、湖広総督＝張之洞はまず部内の秀才たる譚興沛・徐方濂・段蘭芳・蕭星垣の4名を日本におくった」という(さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』65頁)。
- (2) 「日華学堂」は、1898年6月、高楠順次郎(たかくす じゅんじろう、1866-1945。仏教学者)によって創立された。清国留學生に日本語および各学科を修めさせ、高等専門学校や帝国大学に入学させることを目的とした(『中国人日本留学史』66頁)。
- (3) 實藤惠秀「日華學堂の教育—留日學生史談、(五)」(『東亞文化圈』第3巻第2号)に掲載された日華学堂明治32年の日記によれば、「六月二日 成城學校ニ入レル清國留學生ノ監督錢恂及ビ書記官姚煜兩氏來堂」とある。姚煜(1868-)は、浙江海寧の人。のち兩淮塩運使、金陵関監督等を歴任する(『民國人物大辭典』631頁)。

○ 4月28日、張之洞から軍需工場の案件について電信をうける⁽¹⁾。

- (1) 「槍炮工廠需皮件甚急、製革廠必須速設。日本人既不願來合夥開廠、可既與商覓工師及良匠數人來鄂代我製造、議給薪水、但求製革濟用、盈虧不計。此爲軍實、不爲謀利。盼速電復。儉」(「致東京錢念劬 光緒二十五年四月二十八日午刻發」『張文襄公全集』第5冊2920頁、『張之洞全集』第10冊7794頁)。

○ 5月5日(6月12日)、東京専門学校および早稲田中学參觀のため來校⁽¹⁾。

- (1) 「清國人錢恂來校 張之洞氏派遣の學監知府錢恂氏は本校及早稲田中學參觀の爲め大隈伯爵同道にて去六月十二日來校し、天野坪内兩博士の授業、柔術、擊劍、及び中學の授業、兵式操練等を巡覽し、後ち伯爵邸にて午餐の饗應を受けたり」(『早稲田学報』第28号 明治32.6)。

○ 5月9日、4月28日の張之洞の電信に対して返信する⁽¹⁾。

- (1) 「革非可猝制、厂长云、一面筹建厂、一面派十人学秘法、匠岁均成、再延工师督制、不枉费、未成时革件代制。语长另禀。恂禀。庚」(「钱守来电 光緒二十五年五月初九日子刻到」『張之洞全集』第10冊7794-7795頁)。

○ 5月29日、日本人技術者の湖北への来訪について張之洞に打電する⁽¹⁾。

- (1) 「革厂愿选工师、秋凉到鄂、打否。请示。恂禀。艳。请转敝寓、手受初九日启行归」(「钱守来电光緒二十五年五月二十九日申刻到」『張之洞全集』第10冊7804頁)。

○ 6月2日、張之洞から5月29日の電報について返信を受けとる⁽¹⁾。

- (1) 「豔電悉。革匠能先到鄂數月、將中國物料考究的確、開廠辦法面商妥協、再與面訂合同最妥。即詢復。冬」(「致東京錢念劬 光緒二十五年初二日巳刻發」『張文襄公全集』第5冊2923頁、『張之洞全集』第10冊7804頁)。

○7月、梁啓超⁽¹⁾と横浜の華僑により、中国各地から来る留學生の予備教育のため、東京大同学校（高等大同学校ともいう。のち清華学校と改称する）が設立され、校長には犬養毅がなり、錢恂は學生の監督にあたることになる⁽²⁾。

- (1) 梁啓超(1873-1929)は、広東省新会県の人。思想家、政治家。康有為に師事する。1898年9月の戊戌政変により、日本に亡命、横浜で「清議報」を創刊する(『アジア歴史事典第9巻』298-299頁)。
(2) 實藤惠秀著『中國人日本留學史稿』82、347頁。

○8月15日（9月19日）、監督官として帯同してきた留學生のうち3名が東京専門学校に入学する⁽¹⁾。

- (1) 「是日清國留學生二名、外ニ錢恂氏監督學生三名入学ス。之ヲ清國學生ガ本校ニ入学スルノ初メトス」(『早稲田大学沿革略』第一冊 明治三十二年九月十九日の条)。「清國留學生の入校 是迄日華學堂に於て日本語學研究しつつありし同國政府派遣の留學生二名、錢恂監督の下にある留學生三名敦れも本校英語政治科に入学せり、此他は大學高等學校等に入学せりと云ふ」(『早稲田學報』第32号 明治32.10)。

○12月19日、農務學堂の件について張之洞に打電する⁽¹⁾。

- (1) 「制革宜定南湖刘家墩、厂基需万三千方尺、樹、鞣、水均合用。农師一、薪月三百、期三年、请示。其一稍缓。恂。效」(「钱守来电 光緒二十五年十二月十九日戌刻到」『張之洞全集』第10冊7893頁)。

○12月20日、前日の件について、再度、張之洞へ打電する⁽¹⁾。

- (1) 「农学士二、险美代次、吉田、均实职、已选代应聘、薪期一律。恂偕行。此大学长郑重酌定、请允。恂。号」(「钱守来电 光緒二十五年十二月二十日申刻到」『張之洞全集』第10冊7893頁)。

○12月22日(1900年1月22日)、明治33年4月(光緒26年3~4月)に、中国から学生数十名を日本に連れてくることを、日華学堂の高楠順次郎に語る⁽¹⁾。

- (1) 實藤恵秀「日華学堂の教育—留日學生史談、(五)」に掲載された日華学堂明治33年の日記によれば、「二十二日 高楠氏來堂錢監督來る四月を期して清國より學生數十名を連れ來る筈にて之が設備を依頼せられし旨を語られ學堂將來の方針を議す」とある。後述の光緒26年3月20日、張之洞の楢原陳政宛電信の内容を裏付ける記事である。

○12月25日、張之洞から農務学堂の件について、さらに返信をうけとる⁽¹⁾。

- (1) 「農師月薪三百元、期三年可照訂、但務須聘一實施者偕來、方有速効。中國初講農學、深者不如淺者之足以取信於眾也。至要。有」(「致東京淺念劬 光緒二十五年十二月二十五日亥刻發」『張文襄公全集』第5冊2937頁、『張之洞全集』第10冊7893頁)。

○12月27日、引き続き農務学堂の件について張之洞に打電する⁽¹⁾。

- (1) 「制革厂基是面积尺、非丈、刘家墩一半已足。农师均现任试验场长、正合用。胡生事遵商。恂。寢」(「钱守来电 光緒二十五年十二月二十七日丑刻到」『張之洞全集』第10冊7894頁)。

光緒26年（1900） 48歳

○1月11日、張之洞から、康有為⁽¹⁾たち、「康党」の言論活動にくれぐれも注意するように促され、近々帰国するように伝えられる⁽²⁾。

- (1) 康有為（1858-1927）は、広東南海県の人。戊戌変法の立役者。光緒帝のもとで立憲君主制を目指すも政変により、日本に亡命する（『アジア歴史事典第3巻』314-315頁）。
- (2) 「立嗣乃本光緒五年 懿旨 上諭、京師並無他説、各使館亦具安靜。康黨造謠煽亂、誣詆 慈聖、各報妄傳、深恨僕之攻駁康學、故於僕極口誣詆、謂京城有大舉、鄙人已允、駭愕已極。中國體制、豈有一外臣與秘謀之理。查天津國聞報、上海中外日報、便覽報、蘇報、滬報、漢口漢報、皆日本保護、閣下務訪其外部、并商近衛、伊藤、述鄙意與之婉商、言此各報多誤信康黨謠言、不知康黨逆謀有危亂中國、中國亂於日本亦不利、且非日本力助自強之意、務請其速電駐華公使及各領事、切告各報館事事務須訪實、勿信逆黨訛言刊報、勿用康黨主筆、萬不可詆毀慈聖、有礙邦交。至鄂事必須考實、鄂人既承諾公不以爲謬、似不當聽逆黨捏誣之言信口詆誣、事關大局、切禱。閣下宜緩行數日、此事必須商妥、方可回鄂。速復。真」（「致東京錢念劬 光緒二十六年正月十一日申刻發」『張文襄公全集』第5冊2938頁、『張之洞全集』第10冊7900-7901頁）。

○1月16日、11日の張之洞の指令に返信する⁽¹⁾。

- (1) 「外务即電彼使、飭国闻、沪、汉三报慎言、余无权。恂明日行、步、工两大尉后一句。恂。諫」（「钱守来电 光緒二十六年正月十六日未刻到」『張之洞全集』第10冊7901頁）。

○3月20日、張之洞の北京駐在の樞原陳政參贊⁽¹⁾宛電報により、近く日本から湖北へ帰り、4月にはまた東京へもどることが伝えら

れる⁽²⁾。

- (1) 實藤恵秀「日華學堂の教育—留日學生史談、(五)」によれば、榎原陳政（ならはら のぶまさ）は、明治15年（1882）、初代駐日公使何如璋について中国に留学し、俞曲園（俞樾1821-1907）に師事、著書として『禹域通纂』等がある。明治31年（1898）当時は二等書記官だった。明治32年11月、西徳二郎（1847-1912）公使に従い北京に赴任し、明治33年のこの年、北京における義和団との籠城戦で戦死した。『晚清中國人日本考察記集成：教育考察記上』収載の姚錫光『東瀛學校舉概』においては、「此人華語甚好。已遍歷我國十七省」（18頁上）と紹介されている。なお、「參贊」とは中国に駐在する外国の公使館書記官のこと。また、外国に駐在する中国の外交使節（欽差大臣）の補佐官（同じく書記官に相当）をいう（『中國外交文書辭典（清末篇）』44-45頁）。
- (2) 「春初承閣下電賀新年、感謝。錢太守恂近自貴國回鄂、据云閣下曾言欲來鄂與鄙人一晤、趁渠在鄂時、前來談論較可詳盡、特此電達。錢守須中曆四月初四日回東、如願來晤、望于中曆三月底到鄂、藉領雅談。能來與否、統望斟酌電復。湖廣總督張。十九日」（「致京日本使署榎原參贊 光緒二十六年三月二十日辰刻發」『張之洞全集』第10冊7934-7935頁）。

○ 3月27日、榎原參贊から張之洞宛に錢恂に関する3月20日の電報の返信が届く⁽¹⁾。

- (1) 「奉電敬悉。錢太守在鄂、實實踐言前赴奉謁崇轅、奈因署務繁冗難離為悵。大約秋間尚可出游奉謁、因酌商多方可、奉覆稽遲、晷盼涼恕。榎原陳政」（「日參贊來電 光緒二十六年三月二十七日酉刻到」『張之洞全集』第10冊7935頁）。

○ 4月10日、上海滯在中、小田切萬壽之助⁽¹⁾の帰国の件について張

之洞に打電する⁽²⁾。

- (1) 小田切萬壽之助（おだぎり ますのすけ、1868-1934）は、明治時代の外交官。明治30年（1897）5月、上海領事となり、明治35年（1902）1月、総領事に昇任する。明治38年（1905）3月まで上海に在勤する。同年7月、外務省を辞職、12月には横浜正金銀行顧問、翌年3月同行取締役となる（『国史大辞典第2巻』）。
- (2) 「小田被命回国、心実恋恋。愿谒帅叙别、惟必蒙召乃有辞、彼欲帅电恂、转谕恂意。迳电、转电均可。恂。卦」（「钱守来电 光绪二十六年四月初十日午刻到」『張之洞全集』第10冊7945頁）。

○4月11日、張之洞から小田切の件について返信を受けとる⁽¹⁾。

- (1) 「卦电悉。小田总领事在华久、诸事相得。此次被命回国、未知何事、约何时行、是否暂回、仍来华否。实系驰念。拟邀其来鄂一谈、有要语甚多、望即转达、速复。蒸。阁下寓何栈、各武员寓何栈、并速复」（「致上海义昌成转送钱念劬太守 光绪二十六年四月十一日亥刻发」『張之洞全集』第10冊7945頁）。

○5月9日、張之洞からの電信を受けとる⁽¹⁾。

- (1) 「續訂兩大尉、望速罷議。東人在此漸不馴、不可再添。佳」（「致東京錢念劬 光緒二十六年五月初九日子刻發」『張文襄公全集』第5冊2945頁、『張之洞全集』第10冊7964頁）。

○5月12日午刻、張之洞に返信する⁽¹⁾。亥刻、張之洞から兩大尉罷免の件について、返礼をうける⁽²⁾。

- (1) 「下士月薪百元、下八十、上请定华四月十日起续订。大尉决罢。恂。文」（「钱守来电 光绪二十六年五月十二日午刻到」『張之洞全集』第10冊7964頁）。
- (2) 「文電悉。兩大尉已作罷、感甚。望向福島婉謝道歉。大原於會宴

西東教習日、因爭坐次、拂衣徑去、令人難堪、後雖設法調停、勉就範圍、然跋扈之形已露、以後須加裁制。日內詳函奉達、擬請福島訓飭之。文」（「致東京錢念劬 光緒二十六年五月十二日亥刻發」『張文襄公全集』第5冊2945-2946頁、『張之洞全集』第10冊7967頁）。

○5月20日巳刻、義和團への対策を張之洞に打電する⁽¹⁾。戌刻、張之洞から電信を受けとる⁽²⁾。

- (1) 「福島殷盼帥獻策、令董軍且退、則外兵但平匪、否則董洋哄、大局難問。至沿江若自能弭亂、外兵即不入江。恂。效」（「錢守來電光緒二十六年五月二十日巳刻到」『張之洞全集』第10冊7980頁）。
- (2) 「效電悉。剿拳阻董已屢次力陳、鄂擬添兵三千、吳鎮、張遊擊等酌帶員弁速回、衣囊購二千分、能借現成者更好。長江彈壓需械甚多、如漢廠槍不敷時擬購日本。新槍并彈能供用否。進口能無阻否。速商復。號」（「致東京錢念劬 光緒二十六年五月二十日戌刻發」『張文襄公全集』第5冊2948頁、『張之洞全集』第10冊7980頁）。

○5月21日、吳鎮、張遊擊とともに軍資金および武器の補給について張之洞に打電する⁽¹⁾。

- (1) 「号電奉。攄、彪廿四行、帶十一人、衣囊价请先汇万元、续汇一万三千。槍及彈与商必允。恂、攄、彪。禡」（「錢守、吳鎮、張遊擊來電」『張之洞全集』第10冊7980頁）。

○5月29日、張之洞から中国の状況に関する各国の議論をすみやかに伝えるように命じられる⁽¹⁾。

- (1) 「大局難料。欲存中國、總須 慈聖安穩爲第一義、不然中國斷不能久存矣。各國議論速復」（「致東京錢念劬 光緒二十六年五月二十九日」『張文襄公全集』第5冊2963頁、『張之洞全集』第10冊

8038頁)。

○6月2日(6月28日)、宇都宮太郎大本営陸軍参謀(大尉)⁽¹⁾と会談する。張之洞等は、皇帝が北京を離れ、無政府状態になれば、中国南部の総督と連合して南京に政府をつくるだろうと語る⁽²⁾。

- (1) 宇都宮太郎(1861-1922)は、幕末の佐賀藩に生まれ、主に参謀本部畑を歩いた明治・大正期の軍人。「アジア主義」的思想をもち、反長州閥の中心人物の一人としても知られる(『日本陸軍とアジア政策 陸軍大将宇都宮太郎日記』第1巻「刊行にあたって」i頁)。
- (2) 「[六月二十八日 木 晴] 此夜仲ノ町にて錢恂と会し、平岩の通訳にて時事談を為したる一節に、張等は天子蒙塵(多分長安に)することもあらば清国は無政府と為るべく、其際には南部二、三の総督は連合して南京に一政府を立つるの止を得ざるに至らん云々の語あり」(『日本陸軍とアジア政策 陸軍大将宇都宮太郎日記』第1巻88頁)。

○6月6日(7月2日)、張之洞が日本に派遣した武官の送別会に招待される⁽¹⁾。

- (1) 「七月二日 月 晴 張之洞より派遣の武官二十九名の内十二名は先日發途帰国せしが、残り十七名も来る四日帰国の事と為りし(張より電報来りしなり) 為め、本日午後五時より偕行社にて大山総長の名を以て寺内中将代理として右十七名並に清国公使李盛沢、張之洞長子張權、其子張琨、学生監督錢恂等を招待し之に出席す」(『日本陸軍とアジア政策 陸軍大将宇都宮太郎日記』第1巻89頁)。

○6月10日(7月6日)、宇都宮太郎のもとを訪れ、張之洞から新政府設立の件があるかもしれないので、大尉二人と小銃五千挺を

所望することを伝える。宇都宮は、その日のうちに次長に錢恂の要求を伝える⁽¹⁾。酉刻、張之洞から義和団の争乱と各国の軍事介入が危惧されるので情勢を伝えるようにという電信をうける⁽²⁾。

- (1) 「七月六日 金 曇 錢恂役所に来訪。張之洞より新政府設立の場合あるやも知れず、目下兵力を厚ふし置くことは何よりの急務に付き、呉元愷の二千、張彪の二千五百の外、更に三千を募集し度きに付き、大尉二人と小銃（三十年式或は村田連発）五千挺を所望すとのことを語る。大尉の件は従来談のありたる二人なるや、此二人の外更に二人を要するものなるやを反問せしに、不分明に付き此こと並に兵科を問合はすべきことを語 [告] げ、小銃のことは過般來張彪よりも談ありたることに付き、成否は知れざれども次長等へ謀るべきを約す。[七月七日 土 曇] 昨日、錢恂の請求を次長に上申し、次長は陸軍大臣に謀ると約せらる」（『日本陸軍とアジア政策 陸軍大将宇都宮太郎日記』第1巻89-90頁）。宇都宮太郎が上申した次長とは、寺内正毅（1852-1919。当時陸軍參謀次長）である。
- (2) 「各使至今尚未出京、所存各館無多。各國盛怒報復、勢必怨及朝廷、内間實情不可不略告各國。夫以一國而敵地球各強國、攻使館而激眾怒、不待智者而知其不可。我兩宮聖明、豈肯出此下策。且京城已被亂黨焚掠鋪戶街道甚多、豈朝廷亦願縱匪殃民。近日所爲、其爲亂黨迫脅、可想而知。且昨奉卅日諭旨內有、拳會其眾不下十數萬、自兵民以至王公府第處處皆是、剿之則禍生肘腋等語。榮相卅日來電亦云兩宮諸邸左右半係拳會中人、滿漢各營卒中亦皆大半、都中數萬來去如蝗、雖兩宮聖明在上亦難扭眾。又云、病中曾上奏片七次云云、其言尤爲沈痛懇切。務望密告外部、並告李星使爲要。卦」（「致東京錢念劬光緒二十六年六月初十日酉刻發」『張文襄公全集』第5冊2978頁、『張之洞全集』第10冊8094頁）。

○6月13日、張之洞から湖北における争乱の鎮圧について、さらなる軍需物資の調達を望むこと、さらに日本の援助について電信を受ける⁽¹⁾。

- (1) 「震電悉。鄂省需兵需械專爲彈壓土匪、保護地方、將來設或京城難支、董軍係西兵、拳首係陝人李來中、董及各匪必然西潰擁眾橫行、鄂若無重兵、憑何抵禦。且真隸省南數府土匪廿餘萬、到處殺掠、荼毒良民。現派兵北上、係奉旨調赴京廳用、未言何用、各省皆有、鄂意以扈衛聖駕爲主。假如外省若不遵旨、則朝廷不令在鄂矣、何從〔以〕保全東南乎。此理甚明。藥事商辦、在宣戰以前、務望婉商仍照前議准運、總須二三萬磅。大倉組内山亦允辦藥及鋼銅各物、並望並望許之。槍事相同、並詢確音。速復。元」(「致東京錢念劬光緒二十六年六月十三日己刻發」『張文襄公全集』第5冊2980頁、『張之洞全集』第10冊8104頁)。「英、日、美三國關繫南方尤重、若長江各省力弱、勢必全爲英據。保全長江上下游、不獨中國之利、亦日本之利也。日本當道尤應助鄂、想見及此、似宜與各國有別。日肯助鄂、鄂亦能助日。款想匯到、遼東匪徒蜂起毀俄路、俄兵已與匪民鬥、俄必籍入瑞據地、日必爭之、情形甚急。速探示。元二」(「致東京錢念劬 光緒二十六年六月十三日己刻發」『張文襄公全集』第5冊2980頁、『張之洞全集』第10冊8104-8105頁)。

○6月14日(7月10日)、宇都宮太郎のもとを訪問する⁽¹⁾。さらに、義和団の争乱の対策について張之洞に具申する⁽²⁾。

- (1) 「七月十日 火 曇 錢恂、役所に來訪」(『日本陸軍とアジア政策 陸軍大將宇都宮太郎日記』第1卷91頁)。
- (2) 「北事危迫、一旦兵臨成下、其禍不堪设想。倘乘敵兵未集、能有重臣先定内乱、略更政局、以释众怒、可保两宮不惊、左右无事。此外要挟权利、尚易著手。公与合肥、新宁岩疆重镇、断难轻动。惟有电商袁抚专函密达荣相、劝荣自请督师退敌、一振朝权、乃商

抚局。即办不到、而荣相离險、终胜坐困。此侥幸万一之策。张守孝谦与袁密、或令转达。乞钧夺。名心叩。青木兼嘱恂电帅商袁军救公使。谨附」（『張之洞全集』第10冊8095頁）。

○6月22日、張之洞から軍事物資および軍資金調達について、電信を受ける⁽¹⁾。

- (1) 「藥事既云即日議訂、盼即日運來。何日啓運。在何處交。務示確音、恐係東人推宕愚我耳。如必不肯、亦望明告、以便酌用黑藥。槍事如允、亦須速。如大局既定、則斷不宜以巨款購舊槍、不如以巨款託造新槍矣。津陷後、彼意云何。速復」（「致東京錢念劬 光緒二十六年六月二十二日己刻發」『張文襄公全集』第5冊2991頁、『張之洞全集』第10冊8141頁）。

○6月24日、張之洞からドイツ、アメリカ、フランス等の義和団の争乱への対応に関する情報について電信を受ける⁽¹⁾。

- (1) 「廿一日明發 上諭四條、一、保護各省洋商教士。一、惋惜德使。一、轉府尹直督查戰事外被害損失之洋人洋產彙案辦。一、飭督撫、統兵大員剽害良民之亂匪。同日致德、美、法國書三道、托排解。又、總署轉交在京美使洋文密電一件、令滬道轉電美國。又、廿二日寄閩電旨內有、除德使外、其餘各國公使皆無恙之語、想是俱存。合肥廿一自粵行。敬一」（「致東京錢念劬 光緒二十六年六月二十四日亥刻發」『張文襄公全集』第5冊2992頁、『張之洞全集』第10冊8152頁）。

○8月4日、張之洞から、出使日本大臣李盛鐸（文中「李使」）⁽¹⁾が「合肥」（李鴻章か）へ打電した日本外交筋の情報について、確認の問い合わせを受け、東京に引き続き留まるように伝えられる⁽²⁾。

- (1) 李盛鐸（1859-1937）は江西德化の人。京師大学堂総弁を経て

1898年10月、出使日本大臣となる。その後、考察憲政大臣等、要職を歴任、1906年にはケンブリッジ、オックスフォード大学の名誉博士号を得る。民国政府においても1918年12月、参議院議長にまでなる（『民國人物大辭典』296頁）。

- (2) 「李使電合肥云、日本外部青木言、中國若認過並派慶、榮、李、張與議、各國當可停戰開議。並云劉、張不必與各帥面商。合肥已照此具奏、但不知允否、且批旨奉到尚早、各國能稍候否。此旬餘實爲可慮。且此次條款非同尋常、必有難於上陳者。鄙人與議實多爲難、然國事至此、豈能推諉。外部所謂不必與各帥面商者、想係謂兩人須仍在本任、不宜離開。此層甚要。假如劉、張離江、鄂則長江大亂、大局變矣。望婉詢前途、速復。支一」（「致東京錢念劬光緒二十六年八月初四日巳刻發」『張文襄公全集』第5冊3024頁、『張之洞全集』第10冊8251頁）。「權、琨令歸者、恐拳黨之譖、不得已也。成城諸生、鄙意總願留以聯交誼、閣下尤不宜歸。酌復。支二」（「致東京錢念劬光緒二十六年八月初四日巳刻發」『張文襄公全集』第5冊3024頁、『張之洞全集』第10冊8251頁）。

○8月19日、張之洞から、清国政府の治政方針十六条が伝えられる⁽¹⁾。

- (1) 「嘯電述東人語問、和後如立國。不知其意所指、或是問如何治理之法耶。姑舉數條。一、頑固黨萬不可用。一、取士改革。一、省文法、吏、戶兩部尤甚。一、農工設專官、即以糧鹽道爲之。一、釐稅改革。一、行印花稅籌餉。一、京外各省官民出納皆用銀元。一、各省練兵定畫一章程營制。一、練兵取之本省良民、州縣族鄰保結、練三年退爲民兵、州縣就地籌款養之、餉減半。有大戰事、於此民兵內選募添足。一、各大省分設槍炮廠數處、式一律。一、派王大臣及大員子弟及京外官武官游歷、未出洋者不得爲政府總署及各部院堂官、不得爲御史、小軍機、道府、武職不得爲營官。一、東三

省須趁此立約章公同保護、不令俄國獨占。一、各省趕修鐵路、自設兵保路。一、議定限制教堂、教士之權、不得干預公事欺 [壓] 平民。一、繁要城鎮立保甲新章。一、長江設雷炮船。一、各省偏行郵政。共十六條。然須各國此次和約不甚很毒、容我國尚有根基方能舉辦。若箝制太緊、剝削太盡、無可爲矣。就湖北言、至少須練兵一萬、船十艘、但須戶部准留此餉、此事外人無從相助也。究竟彼意所指是何事。望先探詢速示。效」(「致東京錢念劬 光緒二十六年八月十九日亥刻發」『張文襄公全集』第5冊3042-3043頁、『張之洞全集』第10冊8283-8284頁)。

○閏8月8日、張之洞から、中国における唐才常一派の反清活動が伝えられ、日本における留学生の反清活動に、断固たる態度で臨むように指示される⁽¹⁾。また李盛鐸出使日本国大臣宛電信において、湖北留学生の多くが康有為の言説に感化されている状況を「錢守力量較薄」(錢恂が力不足だからだ)と批判される⁽²⁾。さらに処刑者に「我爲錢監督所誤」(錢恂監督のせいで身を誤った)と言われたり、「南清湖北省」と書面に書き付けたことなどを批難され、今後言動を慎むように、さもなければ自身に禍いが及び、洋行する学生の途が絶たれてしまうと警告される⁽³⁾。

- (1) 「聞湖北學生頗爲康黨及南洋學生煽惑、私立一會、議論悖謬、皆與唐才常宗旨大略相同、實堪駭異、務望訓之以正。蓋唐、傳等散放富有票句結哥老會匪作亂、起獲富有票軍械、偽印、偽札、逆簿、逆信甚多、各省獲匪供詞票據皆同、種種實據實事華洋共見、各國皆鄙惡之。此等事中國固不容、外國亦不許。務飭諸生等猛省悔悟、勿爲身名之累、勿貽父母之憂。所以獲唐者、因皖、湘、鄂富有票匪蜂起、查漢口租界有會匪謀逆巢穴、遂捕得二十餘人、起獲種種票據、軍械、內有一人即唐才常也。唐到案直供毫不推賴、乃外人尚稱唐爲志士。其規條章程大率皆戕官、據城、焚戮、劫掠等語、

其簿信句〔勾〕串者、皆哥老會匪、種種皆盜賊土匪舉動、此豈志士之所為乎。地球萬國有戕官、據城、焚戮、劫掠而不誅者乎。又其規條云、指定東南各行省爲新造自立之國、不認滿洲爲國家。此規條搜獲數十紙、洋巡捕持去數紙。既已自立一國、不認滿洲爲國家、將置我皇上於何地。此豈保國、保皇者之所為乎。各種情節想閣下不知、東人不知、學生亦未必盡知也。有詳細告示日內即寄。盼即復。此電可呈李星使一閱。庚」（「致東京錢念劬 光緒二十六年閏八月初八日亥刻發」『張文襄公全集』第5冊3061頁、『張之洞全集』第10冊8316-8317頁）。

- (2) 「聞湖北學生頗多有爲康黨所惑、他省學生亦有。其始創爲勵志會、各省學生與康黨皆入其中。初則數日一會、近則或每日一會、每會必有演說、議論悖謬、大約皆欲效唐才常所爲、實堪駭異。務望切實訓誡諸生、諭以順逆、曉以利害。唐才常等句結會匪謀逆作亂、實事實據確鑿彰明、華洋共見、各國皆鄙惡之。除告錢守考察切戒外、錢守力量較薄、務望飭諸生猛省悔悟、勤學報國、勿爲邪說亂人所惑。切禱至感、盼即復。庚」（「致東京李欽差 光緒二十六年閏八月初八日亥刻發」『張文襄公全集』第5冊3061頁、『張之洞全集』第10冊8317頁）。
- (3) 「聞閣下在東與諸生言因持論喜通達時勢者、諸生不免誤會、失其宗旨。近來諸生行止議論多有悖謬、於是此間眾論多歸咎於閣下、傳慈祥臨刑大言曰、我爲錢監督所誤。又閣下致善後局信函面寫南清湖北省字樣、見者駭然、群議大譁、并歸咎於鄙人、務望格外謹慎、勿爲好奇之談、勿爲憤激之語、以免流弊。萬一被人指摘、閣下固受其累、且從此出洋學生之路絕矣。千萬採納、并即電復。齊」（「致東京錢念劬 光緒二十六年閏八月初八日亥刻發」『張文襄公全集』第5冊3061-3062頁、『張之洞全集』第10冊8317頁）。

○閏8月14日、張之洞から、伊藤（博文）の「北上すべし」と言

う意図がわからないので、これを明らかにするように、さらに義和団の争乱における日本の中国に対する支援を期待する旨、電信を受ける⁽¹⁾。

- (1) 「佳、震、問、願四電悉。抽薪法極是。須俟頑固撤出。方能設法。僕未派全權、無須辭旨、但令函電會商、鄂斷不能離、伊藤言必須北上、是何故未解、望示。德擬十二條、繹洋報文義、係報館私議、非政府明條。除重大數條不敢置議外、限兵械臺斷不能允。果爾、華必亡、東亦危矣。日本當助中國爭之。陝電、初八已啓鑿、行甚緩、中途如有佳音、擬由平陽折向汴回京等語。是幸陝斷非久駐。願」〔致東京錢念劬 光緒二十六年閏八月十四日亥刻發〕『張文襄公全集』第5冊3070-3071頁、『張之洞全集』第10冊8334頁)。

○閏8月16日、張之洞から、先の閏8月8日電信の訓戒に従い、留學生たちに如何なる具体的措置をとったのか、問い糾される。また14日の電文を李盛鐸出使日本国大臣に確かに見せたのか、返答を促し、さらに『清議報』に掲載された記事が自分を非難していることについて、學生たちを惑わすものだと伝えられる⁽¹⁾。

- (1) 「庚、齊兩電言訓戒學生論以逆黨實蹟、閣下如何辦法。前一電已送李星使閱否。速復。清議報爲唐才常事極口誣詆鄙人。一、朝廷電詢廢立於鄂、我允之。一、鄂電請誅戊戌六人。一、于中丞、梁星海及鄂官五十人諫阻立嗣、我力阻之。可駭、可怪。閣下在京在鄂久、果有此事耶。此康黨所爲、聞學生亦所惑而信之、務速曉諭并復。銑」〔致東京錢念劬 光緒二十六年閏八月十六日亥刻發〕『張文襄公全集』第5冊3073頁、『張之洞全集』第10冊8341頁)。

○9月18日亥刻、張之洞から、日本の中国（というよりも張之洞）に対する支援を引き出すように引き続き指示される⁽¹⁾。丑刻、張之洞から、すみやかに湖北にもどるように電信を受ける⁽²⁾。

- (1) 「巧電悉。非新都不能改、正與鄙意合、足下真解人也。日政府是否亦有此意。速示。襄陽狹陋、萬難駐蹕、鐵路修通、陝亦非遠。日本若真願中國改政自強、必當諒我助我。巧」(「致東京錢念劬光緒二十六年九月十八日亥刻發」『張文襄公全集』第5冊3097頁、『張之洞全集』第10冊8388-8389頁)。
- (2) 「現值開議、鄙人有與聞議款之責、大綱目不能改、細目必當切商。能補救一分、庶少一分之患。錢守速即回鄂、文武學生請木齋星使督飭約束照料、且課程有校長、隊長管教、小事有徐令料理。存款務交星使代收備用、有應用處向星使處請領。事關緊急、錢守無拘何事均可暫擱、萬勿稍延。何日行。速復。錫」(「致東京李欽差錢念劬光緒二十六年十一月十三日丑刻發」『張文襄公全集』第5冊3135頁、『張之洞全集』第10冊8475頁)

△この年、2人の子、錢稻孫と錢樾孫が慶応義塾小学校に入学する⁽¹⁾。

- (1) 『吳興錢氏家乘』105、107頁。

光緒27年(1901)	49歳
-------------	-----

○2月(3月)、東京専門学校への寄贈図書の日録を作成する⁽¹⁾。

- (1) 高木理久夫「早稲田大学開校期における錢恂の寄贈図書について」。

○3月(4月)、寄贈図書の第一回送付分が東京専門学校図書館に受け入れられる⁽¹⁾。

- (1) 同前掲論文。

○11月(1902年1月)、第二回送付分の寄贈図書が東京専門学校図書館に受け入れられる⁽¹⁾。

- (1) 同前掲論文。

光緒28年（1902） 50歳

○10月、中英商約成る。張之洞の隨員として条約締結に関わる⁽¹⁾。

- (1) 『清史稿』卷二十四本紀二十四。943頁。

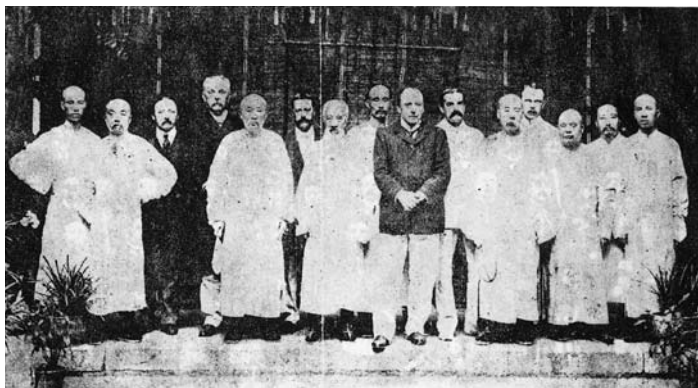


写真1 「清光緒壬寅中英商約大臣及隨員等攝影」（右から2人めが錢恂。
『清季外交史料』第一冊掲載「清季外交史料相片十六」）

○11月24日（12月23日）、上海から日本の学校教育を視察にきた項文瑞⁽¹⁾が東京専門学校図書館を訪問。錢恂の寄贈図書が書架に収蔵されている様子に瞠目する⁽²⁾。

- (1) 1902年夏、姚子讓、劉景輿等が上海に設立した学堂の教員。同年、日本の学校教育視察のため、来日した（『晚清中國人日本考察記集成：教育考察記上』解題5-6頁）。
- (2) 「錢恂所贈文梓等書四架、皆滿貯焉」（『晚清中國人日本考察記集成：教育考察記上』収載、項文瑞『游日本學校筆記』専門學校の章、425頁）。

△この年、二度目のヨーロッパ渡航を命じられる。外官の最上職官である「道員」になることを辞退する⁽¹⁾。

- (1) 「出洋二次。期滿例保道員、堅辭奏聞、傳旨嘉獎」(『吳興錢氏家乘』81頁)。

光緒29年 (1903) 51歳

○1月28日、東京滞在中の繆荃孫⁽¹⁾のもとを訪れ、中国における教育の現況について私見を説く⁽²⁾。

- (1) 繆荃孫 (1844-1919) は、江蘇江陰の人で、清末民初の著名な目録学、金石学者。張之洞に招かれ、『書目答問』や『順天府志』、『湖北通志』の編纂に参加、『清史稿』の編纂にも携わる。当時、鐘山書院 (1902年に高等学校に改められる) 他の中小学堂の監督をしており、1903年1月、日本の学務考察に派遣された (『民國人物大辭典』1581頁)。
- (2) 「錢念劬恂來言。中國教育現在宜專重國文、宜廣開學塾、宜編定課書、不宜修廣廈、不宜延外人、不宜重洋文」(『晚清中國人日本考察記集成：教育考察記上』収載、繆荃孫『日遊彙編』524頁)。

○1月29日、繆荃孫のもとを再訪。帝国大学の人間は緻密で冷静であるが堅苦しくはない、早稲田大学はおおらかで闊達、アメリカの学校と通じるものがある、慶應義塾幼稚舎はすばらしい、成城学校が中国留学生の修学期間を短縮したことは子供だましたと、私見を説く⁽¹⁾。

- (1) 「見錢念劬言、日本帝國大學造就人才細密沈摯微嫌拘謹、早稻田大學天骨恢張、與美國學校相通、而有自由平權宗旨第在日本則流弊尚少。慶應義塾幼稚舎最精善。成城於中國學生縮五年功課爲二年半焉、得純熟同文清華更屬兒戲矣」(『晚清中國人日本考察記集

成：教育考察記上』収載、繆荃孫『日遊彙編』524頁）。

○2月13日、夜、嘉納治五郎の宏文学院⁽¹⁾に招かれ、繆荃孫たちと共に飲食する⁽²⁾。

- (1) 嘉納治五郎が1902年1月、牛込西五軒町に創設。留学生教育の本山とも言うべき存在だった（さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』67-68頁）。
- (2) 「晩嘉納君招飲借積餘、往宏文学院、錢念劬、連仲三、張虞廷、姚文甫、岩村、白河同席」（『晚清中國人日本考察記集成：教育考察記上』収載、繆荃孫『日遊彙編』528頁）。

○2月17日（3月15日）、後妻の単士釐⁽¹⁾とともに、東京に子供たちを留め、ロシアに向けて旅立つ⁽²⁾。

- (1) 単士釐（1858-1945）は、杭州蕭山出身、同治元年の挙人で嘉興県学の教諭、恩溥公（単棣華。『嘉興市志』下冊2201頁による）の娘であるという。その著作として『吳興錢氏家乘』には、『清閨秀藝文略五卷』、『歸潛志十卷』（未完）、『受菴室詩抄』、『癸卯旅行記三卷』、『家政學』、『家之宜』、『育兒簡談』が挙げられている（『吳興錢氏家乘』82、101-102頁）。なお、単士釐の没年は前掲『嘉興市志』、『蕭山县志』（1025頁）、『浙江古今人物大辭典』（593頁）による。一方、『走向世界丛书』に収載された『癸卯旅行記』の解説中、鍾叔河氏は、単士釐の生年を「1856年」、没年を「1943年」と記しており（658頁）、さらに「1943年単士厘卒后、錢稻孫有《追訃》一篇」（679頁）としている。『吳興錢氏家乘』には単士釐の生年月日時は、「咸豐八年戊午五月二十九日亥時」（82頁）と記している。咸豐八年は1858年である。鍾叔河氏がどのような資料により生没年を記したのか、現時点では不明である。
- (2) 単士釐『癸卯旅行記』より。以下の道程も本書による。

- 2月18、19日（3月16、17日）、日本外務省の招待客として大阪で開催されていた第5回内国博覧会を見学する。
- 2月20日（3月18日）、京都を見学をする。
- 2月21日（3月19日）、堺の水族館を見学する。
- 2月22日（3月20日）、大雨の中、再度、博覧会を見学する。
- 2月23日（3月21日）、大阪から神戸へ向かう。神戸から上海行きの西京丸に乗船する。船中、松方正義の子、松方幸次郎と出会う。
- 2月25～27日（3月23～25日）、長崎に寄港。船が損傷したため、空き時間に長崎の街を見学する。
- 2月28日（3月26日）、薩摩丸に乗り換え、上海に向かう。
- 2月30日（3月28日）、上海に到着。
- 3月14日（4月11日）、上海から弘済丸に乗船、長崎に向かう。
- 3月16～21日（4月13～18日）、長崎に寄港。
- 3月22日（4月19日）、伊勢丸に乗り換え、ウラジオストックに向かう。
- 3月23～4月1日（4月20～27日）、釜山港に寄港。暴風雨により、同港で7日間、出港できず。
- 4月2日（4月28日）、伊勢丸、ようやく出港。
- 4月6日（5月2日）、ウラジオストックに到着。
- 4月10日（5月6日）、シベリア鉄道に乗車。モスクワへ向かう。
- 4月12日（5月8日）、ハルピン着。
- 4月17日（5月13日）、満州里駅（満州鉄道の終着駅）を過ぎ、バイカル線に入る。
- 4月25日（5月21日）、ウラル山脈を通過。
- 4月27日（5月23日）、モスクワ着。
- 4月30日（5月26日）、ペテルスブルクに到着。

○閏5月4日付、張謇¹⁾の日本滞在記『癸卯東遊記』によれば、中

国の通州における鑿井事業について、叔蘊を通じてアドバイスを求められる⁽²⁾。さらに、日本外務省の小林光大郎⁽³⁾をめぐるエピソードを記される⁽⁴⁾。

- (1) 張謇 (1853-1926) は、江蘇南通の人。光緒20年 (1894) 年、進士。1903年、呂四塩業公司及び漁業公司を創設し、実業家として名を馳せる。同年、日本を遊歴する (『民國人物大辭典』896頁)。
- (2) 「叔蘊以詢錢念劬、往復諮議。念劬書云、定造三百間 (日人以六尺爲一間)、則先付本價三分之一、若用其已成之百五十間、則說明價值運往試鑿、有効付價、無効作罷、惟往復運賃及工師助手之路費膳資、不論有効與否、皆通州任之」 (『晚清中国人日本考察記集成：教育考察記下』所載、張謇『癸卯東遊日記』551頁上)。
- (3) 不詳。なお下記註(4)に出てくる「森村」は、掘削・鑿井技術者である森村扇四郎のことであるらしい。
- (4) 「又考知森村與外務部繙譯小林光大郎善。念劬習於小林而不知小林外間之聲名。其以圖屬駐滬領事代售。或云亦小林爲之蛛絲馬跡、因原甚多嗟乎」 (『晚清中国人日本考察記集成：教育考察記下』所載、張謇『癸卯東遊日記』551頁上)。

光緒30年 (1904) 52歳

○4月、単士釐の著作、『癸卯旅行記』(上海 国学社 光緒30年4月10日発行) が出版される⁽¹⁾。

- (1) 銭恂はこの書籍について、「西式排印、一印即散。且洋装、不能久存。故印本已無有矣」と、『吳興錢氏家乘』に記している (102頁)。もしかしたら、銭恂の手元には刊本が残っていなかったのかもしれない。幸い、早稲田大学中央図書館には「明治39年6月18日 市島館長氏寄贈」と記された刊本が残されている。

光緒31年（1905） 53歳

○9月28日、立憲政体の実現に向けて、各国の憲政を視察するため、欧州、米国、日本各国に特派使節（「考察憲政大臣」）が派遣される。メンバーは、載沢、戴鴻慈、端方、尚其亨、李盛鐸の5人⁽¹⁾。載沢、尚其亨、李盛鐸は主に日本、イギリス、フランス、ベルギー等、戴鴻慈、端方はアメリカ、ドイツ、オーストリア、ロシア等を分担する⁽²⁾。錢恂は、参贊官として使節に随ったらしい⁽³⁾。

- (1) 錢實甫編『清代職官年表』第四冊3015頁。
- (2) 『清史編年』第十二卷392頁。
- (3) 日本の外務省情報部による『大正十三年六月 現代支那人名鑑』によれば、「同（光緒）三十一年更ニ考查政治参贊官トナリ後駐露公使館、和蘭公使館ノ書記官ヲ經テ和蘭公使、伊太利公使ニ歴任ス」とある（1093頁）。また、橋川時雄編纂『中國文化界人物總鑑』には「前清日本公使館参贊、中華日本留學生監督、伊太利公使などに歴任」と錢恂の経歴が紹介されている。

光緒32年（1906） 54歳

○8月、早稲田大学清国留学生部に在籍する学生たちが予科を修了するにあたり、その記念として色紙に賛を寄せる⁽¹⁾。

- (1) 「溯自丁酉之歲、恂首發我國人宜留學日本說。翌歲戊戌、始浙江、次湖北、又次江南、相繼派遣留學生於東、恂皆預聞其事。陸軍之外、入學於早稻田者爲多。恂又贈家藏書籍三千餘冊於早稻田圖書館。故關係尤密切。迄乎今茲、留學之數日以增、早稻田更宏開舍宇、以收容之。留學諸君、獲益愈多、則創爲留學之說之人、意亦更慰。但願、世上有真是非真評判、則數十年後、感念日本教官、感念早稻田學校者、當不乏人、即追念鄙人者亦不乏人也。是恂所

企望、而不能已於懷者也。今因早稻田校出錢、俾在校數百人、以書繪留記念、亦旁及於恂。恂謹誌數語、以表留學日本所自始書泛畢、概念久之。歲次丙午秋八月 中國聞民 錢恂」（『鴻跡帖 清国来賓記念・清国学生畢業記念筆墨』早稲田大学中央図書館所蔵。請求記号 チ3-1080。石見清裕「早稲田に残された徐松の直筆—早大圖書館所蔵自筆校訂本『西域水道記』」中國古典研究第四十七號より翻刻箇所引用）。

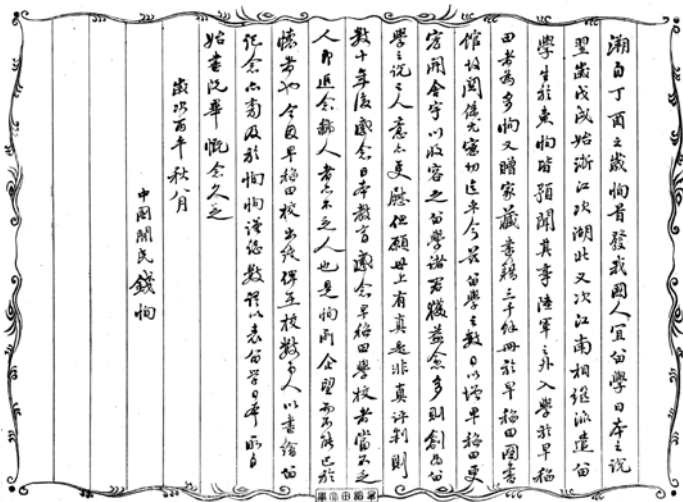


写真2 『鴻跡帖清国来賓記念・清国学生畢業記念筆墨』錢恂色紙。

○11月、東南アジア方面の華僑教育視察のため、清国政府学部（教育部）から査学委員としてジャワ島に派遣されていた錢恂は、現地の華僑学生が南京で就学できるように学部と端方（当時两江總督）に電信で伝える。翌月、端方は、この件を朝廷に奏上する⁽¹⁾。

(1) 「光緒三十二年、清政府學部（教育部）派査學委員錢恂、學部專門司行走、舉人董鴻禎等赴南洋考察華僑教育。他們在爪哇島了解到、約有30名華僑學生、“志切歸國讀書、選地南京”。於是便於光

緒三十二年十一月給學部和端方發了電報。因端方當時已擔任兩江總督、南京屬於他的管轄範圍之內。端方同時收到學部電咨：“該島僑民志篤內嚮、自宜因勢拊循。”端方認為“爪島僑民流寓遠方、不忘歸國、派生內渡、就學金陵、洵屬愛國情殷、極堪嘉許”。並提出“嗣後南洋各島及檀香山、舊金山等地僑民、如有願送子弟來寧就學者、並當一律收取、以宏教澤而係僑情”。端方對僑生回國讀書的事、給予大力支援。他除電復學部外、並於光緒三十二年十二月初四（1907年1月17日）上奏朝廷。光緒皇帝於十二月二十七日（1907年2月9日）硃批：學部知道、欽此（『暨南大学新闻网』（Jnnews.jnu.edu.cn）掲載「暨南學堂創辦之經過（2004.4.22. 錄入：梁斌）」の記事より）。

△この年、単士釐の従弟、単不庵（1878-1930）は、錢恂の誘いに
応じて、半年間、日本に滞在したという⁽¹⁾。

(1) 『嘉兴市志』下冊2195頁、「単不庵」の項。

光緒33年（1907）	55歳
-------------	-----

○3月25日、分省補用知府から出使荷蘭大臣に任命される⁽¹⁾。

(1) 『吳興錢氏家乘』81頁には「三十四年三月、奉旨以二品實官、充出使和國大臣並保和會會議大臣、以一分省知府超授二品實官洵殊遇。旨下之日、慶王奕劻正請假也」と「三十四年」のことに記されているが（下線部）、下記にあげる史料から「三十三年」が正しいと判断される。

- a. 錢恂著『二二五五疏』（『近代中國史料叢刊』所載「謝使和疏光緒三十三年四月十一日」（9-10頁）に、「於光緒三十三年三月二十五日承准外務部電開本日奉旨錢恂著充出使和國大臣」とある。
- b. 『清史稿』卷二十四本紀二十四德宗本紀（第4冊958頁）。

- c. 「諭陸徵祥充保和會專使錢恂充出使和國大臣」（『清季外交史料』第3冊3123頁）。
- d. 『清季中外使領年表』14頁。

○5月1日（6月11日）にオランダに着任⁽¹⁾。

- (1) 『清季中外使領年表』14頁。

○7月22日付、オランダにおける華僑の状況を奏上する⁽¹⁾。

- (1) a. 「使和錢恂奏和屬華僑情形謹據聞見所及縷陳摺（「奏光緒三十三年七月二十二日）」（『清季外交史料』第3冊3149-3152頁）。
- b. 「和屬僑狀疏 光緒三十四年四月十五日（「本年六月初二日奉硃批外務部知道）」（『二二五五疏』25-37頁）。

上記2つの資料中、『清季外交史料』は「奏光緒三十三年七月二十二日」、『二二五五疏』では「光緒三十四年四月十五日」と記して「本年六月初二日奉硃批外務部知道」とされている。内容は、ほとんど同じである。ただし、『二二五五疏』収録記事の場合、日本とオランダの外交情勢を記した「領事約片」（同じく「本年六月初二日奉硃批外務部知道」と文末に記されている）がすぐ続いて収録されている。イタリアに転任した後、しばらくしてオランダの華僑について報告したとは考えがたいので、『清季外交史料』の年月日を探ったが、もしかしたら再度、外務部に報告したのか、あるいは錢恂が年期を誤ったのかもしれない。

○9月15日付、オランダのハーグで開催を終えた第2回万国平和会議（保和会）の様態を伝え、中国の国内法および関連する国際法を整えた上で、光緒40年（1914）に開催予定の第3回の会議に参加するように提言する⁽¹⁾。

- (1) 「和會畢事縷陳各國議旨疏 光緒三十三年九月十五日（「本年十一

月二十一日奉硃批該衙門議奏」) (『二二五五疏』 11-18頁)。

光緒34年 (1908) 56歳

○ 2月26日、出使荷国大臣から出使義国大臣に改任される⁽¹⁾。後任は、すでに光緒31年 (1905) から出使荷国大臣、続いて保和會專使大臣としてオランダにいた陸徵祥⁽²⁾が再任される。

(1) 『清史稿』 卷二十四本紀二十四德宗本紀 (第4冊962頁)、および『清季中外使領年表』 14頁。なお、「謝調使義疏 光緒三十四年三月初一日」(『二二五五疏』 18-19頁)によれば、錢恂は2月28日に、軍機処からの電信でこの報せを受け取った。錢恂はこの疏の注に「使臣三年爲一任行之久矣。任滿調充已、不多見至不足一年而調、則前此未有也」と、この在任1年に満たない異動が不可解なものであったと記している。また、『吳興錢氏家乘』 81頁には「三十四年調充出使義國大臣、賞二等第一寶星、不以賄進見嫉政府」と、勲章を授かったが政府に賄賂を贈らなかつたから嫉まれたと記している。なお、賞給された「二等第一寶星」(『大漢和辭典卷三』 1120頁によれば、「寶星」とは「光緒7年制定した勲章。頭等から五等まであり、頭等から三等までを更に各三級に分つ」とある)については、軍機処からの電信により光緒34年12月28日に報せを受け取り、同月中に返札を奏上したが、外務部が阻んだので届かず、翌年、再度奏上している(『二二五五疏』 63-65頁掲載「謝寶星疏 宣統元年三月初二日」)。どうやら錢恂と外務部との関係は、あまりうまくいっていなかつたらしい。

(2) 陸徵祥 (1871-1949) は、清末から外交官として活躍、民国元年 (1912) 6月には國務院總理兼外交總長に任命された。1919年のパリ講和會議には中国主席代表として臨んだ(『民國人物大辭典』 993頁)。



写真3 「清出使義國大臣念劬錢恂、清出使和國大臣子忻陸徵祥」(右側が錢恂。『清季外交史料』第一冊掲載「清季外交史料相片十一」)

○3月15日付、第2回万国平和會議において採択された各種協定の締結に関して、中国の軍事、外交の体制が整わない現状では、軽々しく締結してはならないことを外務部に奏上する⁽¹⁾。

(1) 「和會約未可輕押疏 光緒三十四年三月十五日 (「本年五月初二日奉硃批外務部知道)」(『二二五五疏』19-25頁)。

○6月5日付、第2回万国平和會議における各種協定の締結に関して賛同はするも、欧米人が主導する紛争解決のための裁判所機構等、軽々しく信じるべきではないと、中国の現状をふまえ、列強諸国主導の国際政治に対して、警鐘を唱える⁽¹⁾。

(1) 「國際保和約可贊同不可輕信疏 光緒三十四年六月初五日 (「本年七月二十六日奉硃批外務部知道)」(『二二五五疏』37-43頁)。

○6月21日(7月19日)、オランダでの出使荷国大臣の任を終える⁽¹⁾。

(1) 『清季中外使領年表』14頁。

○6月25日(7月23日)、出使義国大臣としてイタリアに着任する⁽¹⁾。

(1) 『清季中外使領年表』18頁。「接義使任疏 光緒三十四年六月二十五日」(『二二五五疏』45-46頁)。

○11月9日、イタリア国王に謁見し、国書を奉じる⁽¹⁾。

(1) 「遞國書疏 光緒三十四年十一月二十五日」(『二二五五疏』46-47頁)。

○11月26日付、イタリアの農業情勢について奏上する⁽¹⁾。

(1) 「農院會畢疏 光緒三十四年十一月二十六日(「宣統元年閏二月初一日奉硃批該部知道」)」(『二二五五疏』47-50頁)。

宣統元年(1909)	57歳
------------	-----

○正月21日付、バルカン半島情勢およびイタリア政府の動向について奏上する⁽¹⁾。

(1) 「使義錢恂奏巴爾幹半島爭局漸就和平義國政府亦臻安穩摺」(『清季外交史料』第4冊3390-3391頁)。「巴爾幹半島情形疏 宣統元年正月二十一日」(『二二五五疏』50-55頁)。

○4月24日、長子錢稻孫が、廕生により、従二品を給う⁽¹⁾。

(1) 「謝廕子疏 宣統元年五月十八日」(『二二五五疏』79-80頁)。「廕生」は清代、父祖の勲功により子孫を立身出世させる制度。錢稻孫の場合、父錢恂が現役の高官であるので「恩廕」とされる(諸橋轍次著『大漢和辭典卷四』606頁参照)。

○5月13日付、イタリアの国家予算および財政状況について奏上する⁽¹⁾。

- (1) 「義豫算疏 宣統元年五月十三日（「本年七月初四日奉硃批覽）」
（『二二五五疏』65-78頁）。

○6月24日付、イタリアの国税状況について奏上する⁽¹⁾。

- (1) 「義國國稅疏 宣統元年六月二十四日（「本年八月初五日奉硃批外務部知道片併發」）」（『二二五五疏』80-93頁）。

○6月27日、軍機処からの電信により、出使義国大臣を罷官されることを知る⁽¹⁾。新任は呉宗濂⁽²⁾が命じられる。在任わずかに1年。それでもイタリアおよびヨーロッパの外交情勢について、以降も、離任直後まで報告を続ける。

- (1) 「謝罷官疏 宣統元年七月初一日（「本年八月初五日奉硃批知道了」）」（『二二五五疏』97-98頁）および「[宣統元年六月] 甲辰、命伍廷芳、錢恂俱來京」（『清史稿』卷二十五本紀二十五。975頁）。
- (2) 呉宗濂（1855-）は、江蘇嘉定の人。英、露、仏、スペイン等欧州で外交官としてのキャリアを積む。1905年以降、外務部の高官を歴任していた（『民國人物大辭典』354頁）。

○7月13日付、イタリアの中国貨物に対する関税状況の調査結果について奏上する⁽¹⁾。

- (1) 「使義錢恂調查義國對於中國貨物進口徵稅情形摺」（『清季外交史料』第4冊3581-3582頁）。「義稅中國貨進口情形疏 宣統元年七月十三日（「本年八月二十五日奉硃批外務部知道單併發」）」（『二二五五疏』98-102頁）。

○7月18日付、立憲制度においては、宗教と政治が互いに阻害し

あわないように分離独立することの意義について、憲政編查館に奏上する⁽¹⁾。

- (1) 「政教宜分疏 宣統元年七月十八日（「本年八月二十五日奉硃批憲政編查館知道）」（『二二五五疏』109-116頁）。

○7月23日付、イタリアの憲法の概略について憲政編查館に奏上する⁽¹⁾。

- (1) 「義國憲法疏[通]證疏 宣統元年七月二十三日（「本年九月初五日奉硃批憲政編查館知道）」（『二二五五疏』118-122頁）。

○8月9日付、当時のヨーロッパ各国および日本に関する外交情勢について奏上する⁽¹⁾。文中、「黄禍之説」、いわゆる黄禍論についても言及する⁽²⁾。

- (1) 「使義錢恂奏外交應付宜合各國而統籌全局謹陳各國外交情形摺」（『清季外交史料』第4冊3593-3595頁）。「最近外交情形疏 宣統元年八月初九日（本年九月十五日奉硃批外務部知道）」（『二二五五疏』130-138頁）。
- (2) ドイツ皇帝ヴィルヘルム2世が、ロシア皇帝ニコライ2世に、「黄禍論」を主張するにあわせて、ドイツの芸術家クナックフス（H. Knackfuss）の描いた「黄禍」を比喻した絵画を贈ったことを記している（『アジア歴史事典第3巻』201頁参照）。このクナックフスの描いた彩色銅版画は、当時の日本においては、雑誌「太陽」臨時増刊『黄白人の衝突』（明治41年2月第14巻第3号）の口絵に、「獨逸皇帝圖案の黄色禍」と題して掲載されている（参考：橋川文三『黄禍物語』）。

○8月18日付、イタリア海軍に関する情勢を奏上する⁽¹⁾。

- (1) 「義國海軍疏 宣統元年八月十八日（本年九月十五日奉硃批該衙

門知道單併發)」（『二二五五疏』138-142頁）。

○8月27日付、第2回万国平和會議で結ばれた各種条約について、各国にならい中国国内においても頒布すること、そうすることで宣統6年（1914）開催予定の第3回會議までに国内の法制をととのえておくことを奏上する⁽¹⁾。

(1) 「和會約亟請頒布疏 宣統元年八月二十七日（本年十月初五日奉硃批該衙門議奏）」（『二二五五疏』143-148頁）。

○9月12日付、第2回万国平和會議で締結された戦時国際法に即した中国国内の法整備のため、帰国留学生等の中から有能な人材を登用することを提言する⁽¹⁾。

(1) 「保薦使材疏 宣統元年九月十二日（本年十月初五日奉硃批該衙門議奏）」（『二二五五疏』148-151頁）。この疏について銭恂は、「原疏留中、不應刊布。此疏九月十二日發自義國、十月十五日即已上進。何其不延也」と、奏上されなかったことを記している。

○9月24日付、中国におけるキリスト教カトリック（旧教）の情勢について、伝来の歴史とともに調査統計を付して奏上する⁽¹⁾。

(1) 「中國舊教情形疏 宣統元年九月二十四日（本年十月二十五日奉硃批外務部知道單片併發）」（『二二五五疏』153-164頁）。なお、プロテスタント（新教）についても「中國新教教派片」として（『二二五五疏』165-166頁）合わせて奏上している。

○10月15日、いわゆる弁髪や中国伝統の服飾、さらには年号を、欧米式に軽々しく改めるべきではないと外務部に奏上する⁽¹⁾。

(1) 「正朔服色片（本年十月十五日奉硃批外務部知道）」（『二二五五疏』151-153頁）。

○10月16日付、長年の外交官としての経験をふまえ、今後は世論に従い、各大臣や督撫將軍等が憲政上の議院の基礎に立ち、外交をおこなうことを奏上する⁽¹⁾。

- (1) 「使義錢恂奏外交政策宜遵諭旨公之輿論摺」(『清季外交史料』第4冊 3629-3632頁。なお文末が「謹奏光緒元年十二月十五日」となっているが、「宣統」の誤りであろう)。「外交宜公諸輿論疏 宣統元年十月十六日」(『二二五五疏』178-190頁)。

○10月17日、出使義国大臣解任の命が下る⁽¹⁾。

- (1) 『清季中外使領年表』18頁。

○11月15日、浙江の三門灣を軍港にすることを奏上する⁽¹⁾。同日、錢恂は三ヶ月の休暇を請う⁽²⁾。後任の吳宗濂は、すでにイタリアに到着しており、引き継ぎをおこなう⁽³⁾。

- (1) 「使義錢恂奏浙江三門灣宜為軍港根據地片」(『清季外交史料』第4冊 3632頁)、および「三門灣建軍港片」(『二二五五疏』173-175頁)。
(2) 「請假三月片 (「本年十一月十五日奉硃批賞假三個月)」(『二二五五疏』194-195頁)。
(3) 「収木質關防片 (「本年十一月十五日奉硃批知道了)」(『二二五五疏』195-196頁)。

○11月29日、出使義国大臣を離任する⁽¹⁾。

- (1) 『清季中外使領年表』18頁。

△この年をもって、病気を理由に清国政府に出仕せず⁽¹⁾。

- (1) 「宣統元年、開缺另簡、即告病不出。以元年恩詔蔭一子、並加四級循例請二代一品封典」(『吳興錢氏家乘』81頁)。なお、この件

に関する上奏文は、『二二五五疏』に「告病疏 宣統二年三月初十日」が記載されている。

宣統2年(1910) 58歳

○4月、『和會條約譯詮』を宣統帝に献上する⁽¹⁾。

- (1) 『清史稿』卷二十五本紀二十五(第4冊982頁)、『二二五五疏』には、「和會條約譯詮疏 宣統二年三月初九日」が掲載されている。特に国際法の重要性を強調し、これに基づく条約を遵守することで中国の国際的地位を高めるように説いている。

△この年、銭玄同とともに、湖州の郷紳、沈譜琴⁽¹⁾の要請に応じて、湖州府中学堂(光緒28年6月建立)の代理校長、代理教員として赴任する⁽²⁾。ただし、銭恂が代理校長だった期間は、1ヶ月ほどだったらしい⁽³⁾。

- (1) 沈譜琴は、湖州府中学堂監督、光復会会員で、宣統3年(1911)11月6日、学生や自衛団を率いて蜂起、翌日湖州臨時軍政分府を成立させる(「湖州档案信息网」<http://huzda.zj001.net>)。ちなみに、『魯迅全集』第19卷(東京 学習研究社 昭和61)の銭恂に関する人物注釈(495頁)において、銭恂は光復会会員と記されている。光復会は清末の革命的秘密結社で、章炳麟(1869-1936。浙江余杭県の人。考証学者、革命家)ら浙江派によるものである。国粹主義的農本主義的色彩が強く、孫文の一派とは次第に疎隔対立した(『アジア歴史事典第4巻』412-413頁、『アジア歴史事典第3巻』300-301頁)。なお、早稲田大学在学中の銭玄同は、日本に亡命中の章炳麟に『説文』を学んだという(『アジア歴史事典第5巻』278頁)。
- (2) 「銭恂应沈譜琴之聘、代理湖州府中学堂校长、其弟钱玄同在校代

理国文教员」（「湖州档案信息网」<http://huzda.zj001.net>）。なお、「湖州档案信息网」では、錢恂は1909年に代理校長になったと記載されているが、1910年春、この学校の2年生に編入した茅盾（当時かぞえて15歳）が錢恂の教えを受けたという下記資料により、1910年になって赴任したと判断する。

- (3) 「在钱念劬老先生代理湖州中学校长期间（约一个月）、茅盾写了一篇题为《志在鸿鹄》的类似骈体的文章、五、六百字、内容大致讲鸿鹄高飞、嘲笑下边仰着脸看的猎人。钱老先生阅后批道：“是将来能为文者。”」（万树玉『茅盾年谱』19頁）。なお、李广德著『一代文豪：茅盾的一生』（18-22頁）においては、この湖州中学における少年茅盾が「第一位大人物」錢恂（文中「矮胖的老人＝ちっちゃなお年寄り」と表現されているが）と出会い、大志を抱くことを教えられた作文授業の様子を感動的に描いている。日曜日には錢恂は借り住まいしていた「潜園」に全校生徒を招いてヨーロッパ各国の彩色風景画を見せてくれたとしている。

民国元年（1912） 60歳

○新館が落成した浙江図書館の館長に任命される⁽¹⁾。『壬子所存文瀾閣目』を編纂する⁽²⁾。

- (1) 張錦郎、黄淵泉編『中國近六十年來圖書館事業大事記』4頁。
(2) 「文瀾學報」第一集所載の張崑「文瀾閣四庫全書史稿」八、附錄一。「文瀾閣四庫全書大事年表」（58頁）による。

民国2年（1913） 61歳

○正月26日（3月3日）、北京で開かれた横浜正金銀行の晩餐会に出席し、宇都宮太郎（当時陸軍少将）と旧交をあたためる⁽¹⁾。

- (1) 「[三月三日 月 晴] 午後七時より正金の小田切万之助、実相寺支店長の催せる晩餐に出席す。相客は蔣作賓、李書城、錢恂等にして、錢は十五年前張之洞を説きし時の余が對手にして、御互に懐旧の感に禁ざるものあり」(『日本陸軍とアジア政策 陸軍大将宇都宮太郎日記』第2巻206頁)。

○2月26日、蔡元培等と共に、中華民國国歌の選定作業にとりかかる⁽¹⁾。

- (1) 『心裁國樂譜交流網站』(http://mayasun.idv.tw/topic.asp?TOPIC_ID=350)によれば、この国歌選定について、「1912年7月10日、教育部總長蔡元培和次長范源廉召開臨時教育會議、會上討論了製作國歌的問題、大家都同意公開懸賞徵求。9月20日、教育部通告京外徵集國歌詞譜、數月中得用300餘篇；但反復甄審、仍無精當之作。因此教育部就於民國2年(1913)2月26日致函蔡元培、王闓運、張謇、嚴復、梁啓超、章炳麟、馬良、辜湯生、錢恂、江榮寶、沈曾植、沈曾桐、陳三立、樊增祥、吳士鑑諸氏、商請撰著國歌。此次撰進國歌者、有章炳麟(太炎)、張謇(季直)和錢恂(念劬)三家」と記されている。結局、衆議院議員の汪榮寶が『尚書大傳』中の「虞夏傳」にある「卿雲歌」を国歌にすることを強く主張し、同年4月8日の国会開院の式上、非公式ながら中華民國の国歌として演奏されたという。*下線部「張謇」の誤り。

○7月8日(8月9日)、自著『史目表』1冊が息子の錢稻孫から魯迅に贈られる⁽¹⁾。

- (1) 「[八月九日] 钱稻孙赠《史目表》一册、念劬先生作」(『鲁迅日记』上卷58頁)。

○8月28日(9月28日)、孔子の誕生日だということ国子監に集

合させられた教育部の部員たちに向って、態度が悪いとして（？） どなりつける⁽¹⁾。

- (1) 「二十八日 星期休息。又云是孔子生日也。昨汪总长令部员往国子监、且须跪拜、众已哗然。晨七时往视之、则至者仅三四十人、或跪或立、或旁立而笑、钱念劬又从旁大声而骂、顷刻间便草率了事、真一笑话。闻此举由夏穗卿主动、阴鸷可畏也」（『鲁迅日记』上卷63頁）。「〔翻訳〕二十八日 日曜、休み。また孔子の誕生日という。昨日、汪総長〔汪大燮1859-1929。当時、教育総長〕、部員に対し、国子監に行き、かつ跪拝すべしと。部員騒然たり。朝七時、これに行き見て見るに、来る者わずか三、四十人、ひざまづく者、立つ者、あるいは立ちて笑う者あり。錢念劬かたわらより大声で罵る。やがて早々に事終わる。まことに笑止の沙汰なり。この一件、夏穂卿〔本名夏曾佑。1863-1924。穂卿は号。当時、北京政府教育部社会教育司司長。魯迅の上司ということになる。夏夫人は単士釐の友人であるという〕（訳注および『民國人物大辭典』662-663頁、『走向世界丛书 钱单士厘：癸卯旅行记・归潜记』678頁参照）の差し金と聞く。陰険なること畏るべし」（『魯迅全集17 日記I』87頁）。魯迅は、社会教育司第一科科长から先年8月、32歳で教育部僉事（せんじ。官名。民国では中央各局部の官で、参事の下に位するという。『大漢和辭典卷一』918頁参照）に任命され（小田嶽夫『魯迅伝』68-69頁）、当時、官吏として民国政府教育部に勤務していた。上記の資料から、錢恂は、民国2年には、北京に居を構え、教育部の仕事に携わっていたと考えられる。ところで、魯迅の錢恂、錢玄同兄弟に対する評価は、まことに手厳しい。章廷謙宛ての書信では（書信300222）、次のように述べている。「疑古玄同、据我看来、和他的令兄一样性质、好空谈而不做实事、是一个极能取巧的人、他的骂詈、也是空谈、恐怕连他自己也不相信他自己的话、世间竟有倾耳而听者、因其是

昏虫之故也」(『魯迅全集 12』北京 人民文学出版社 2005。222頁)。「[翻訳] 疑古玄同は、わたしの見るところでは、彼の令兄 [銭恂] と同じ性質で、空談をこのんで実事をやらず、きわめてうまく立ち回れる人間です。彼の罵言も、やはり空談で、おそらく彼自身ですら彼自身のことばを信じていないでしょう。世間にはどういうわけか耳を傾けて聞くものがありますが、その人がほんくらなためです」(『魯迅全集14 書簡 I』475-476頁)。魯迅にとっては、銭恂は、口先ばかりの保守派の長老のような存在だったのだろうか。

△この年、総統府顧問に任じられたという⁽¹⁾。

- (1) 銭恂編、致之校点『金盖樵话』(沈阳 辽宁教育出版社 2001)の「本书说明」における記述より。『魯迅全集』第19卷(東京 学習研究社 昭和61)の銭恂に関する人物注釈(495頁)にも「1913年、総統府顧問」としているが、如何なる資料に拠るかは不明である。ちなみに1913年当時の大総統は、袁世凱(1859-1916)である。袁世凱は、民国元年(1912)2月、孫文に臨時大総統の職権を委譲させ、民国2年10月に正式に大総統に就任した(『アジア歴史事典第1巻』419頁)。

民国3年(1914)	62歳
------------	-----

○5月29日(6月22日)、楊度とともに参政院参政に任ぜられる⁽¹⁾。 陸微祥の推薦によるらしい⁽²⁾。

- (1) 『中華民国史事日誌』第1冊146頁。「参政院」は中華民国約法(いわゆる新約法。1914年5月1日公布)によって袁世凱時期に設けられた大総統の諮問機関。大総統の任命する院長・副院長各1名、参政50名ないし70名から構成され、大総統の諮問に応じて重要政

務を審議することを本来の任務とした。袁世凱の死後、1916年6月に消滅した（『アジア歴史事典第4巻』95頁）。

- (2) 支那研究會編『最新支那官紳録』726頁。なお同書は、『近代中國史料叢刊三編』第80輯に、田原天南編『清末民初中國官紳人名録』と改題されて収載されている。

民国10年（1921） 69歳

△『吳興錢氏家乘三卷』（鉛印本1冊）が出版される⁽¹⁾。

- (1) 『清代民国名人家譜選刊』第34巻所載。

民国12年（1923） 71歳

○3月、錢恂が鈔補した文瀾閣四庫全書の闕簡33種及び購入した旧鈔本182種が、教育庁から浙江図書館に交付される⁽¹⁾。

- (1) 「文瀾學報」第一集所載の張崑「文瀾閣四庫全書史稿」八、附録一、「文瀾閣四庫全書大事年表」（59頁）による。

民国16年（1927） 75歳

○1月23日寅刻卒⁽¹⁾。

- (1) 『吳興錢氏家乘』（81頁）。

【引用資料一覽】

○一次史料

- ・『清國錢恂図書目録』早稲田大学中央図書館所蔵 請求記号ト10-2692-2
- ・『錢恂ノ日本訪問ヲ報ズル電報訳文 大隈外務大臣宛 駐清林臨時代理公使 明治三十一年十月一日着』早稲田大学中央図書館所蔵 大隈文書 イ14-A865
- ・『早稲田大学沿革略』第一冊 明治三十二年九月十九日の条（早稲田大学中央図

- 書館所藏 請求記号ト10-2005)
- 『天一閣見存書目 四卷·首一卷·末一卷』清·薛福成編 光緒一五年五月 無錫薛氏 四冊 唐大 (早稲田大学中央図書館所蔵 イ2-131)
 - 『鴻跡帖 清国來賓記念·清国學生畢業記念筆墨』早稲田大学中央図書館所蔵。請求記号 チ3-1080
 - 錢恂纂『吳興錢氏家乘』(『清代民國名人家譜選刊』) 所載 北京 北京燕山出版社 2005)
 - 錢恂著『二二五五疏』(『近代中國史料叢刊』第54輯第535冊) 所載 台北 文海出版社 民國59)
 - 錢恂編、致之校点『金盖樵話』沈阳 辽宁教育出版社 2001
 - 『薛福成全集』台北 廣文書局 民國52
 - 薛福成著、安宇寄校点『出使四国日記』長沙 湖南人民出版社 1981
 - 張玄浩、張英宇校点『走向世界叢書 薛福成：出使英法義比四国日記』長沙 岳麓書社 1985
 - 单士釐『癸卯旅行記』上海 國學社 光緒卅年
 - 钟叔河、楊堅校点『走向世界叢書 錢单士厘：癸卯旅行記·歸潜記』長沙 岳麓書社 1985
 - 『張文襄公全集』台北 文海出版社 民國52
 - 『張之洞全集』石家莊 河北人民出版社 1998
 - 姚錫光『東瀛學校舉概』(『晚清中國人日本考察記集成：教育考察記上』) 所載 杭州 杭州大学出版社 1999)
 - 項文瑞『游日本學校筆記』(同上書所載)
 - 繆荃孫『日遊彙編』(同上書所載)
 - 張譽『癸卯東遊日記』(『晚清中國人日本考察記集成：教育考察記下』) 所載 杭州 杭州大学出版社 1999)
 - 『清史稿』北京 中華書局 1976
 - 『日本陸軍とアジア政策 陸軍大將宇都宮太郎日記』全3卷 東京 岩波書店 2007
 - 王彥威纂輯、王亮編、王敬立校『清季外交史料』北京 書目文獻出版社 1987
 - 『魯迅全集12』北京 人民文学出版社 2005
 - 『魯迅全集14 書簡I』東京 学習研究社 昭和60
 - 『魯迅全集17 日記I』東京 学習研究社 昭和60
 - 『魯迅全集19』東京 学習研究社 昭和61
 - 『魯迅日記』北京 人民出版社 北京第2版 1976
- 辞典·年表·年譜類

- ・藤野達朗、野上俊静編『東方年表 掌中版』京都 平樂寺書店 2004
- ・鄭鶴聲編『近世中西史日對照表』上海 商務印書館 民國25
- ・錢寶甫編『清代職官年表』北京 中華書局 1980
- ・黃本驥編『歷代職官表』北京 中華書局 1965
- ・楊廷福、楊同甫編『清人室名別稱字號索引(增補本)』上海 上海古籍出版社 2001
- ・植田捷雄等共編『中國外交文書辭典(清末篇)』東京 學術文獻普及會 昭和29
- ・故宮博物院明清檔案部、福建師範大學歷史系合編『清季中外使領年表』北京 中華書局 1985
- ・『アジア歴史事典第1卷』東京 平凡社 3版 1968
- ・『アジア歴史事典第2卷』東京 平凡社 3版 1968
- ・『アジア歴史事典第3卷』東京 平凡社 3版 1968
- ・『アジア歴史事典第4卷』東京 平凡社 3版 1967
- ・『アジア歴史事典第6卷』東京 平凡社 5版 1968
- ・『アジア歴史事典第9卷』東京 平凡社 3版 1966
- ・『国史大辭典第2卷』東京 吉川弘文館 昭和55
- ・『国史大辭典第3卷』東京 吉川弘文館 昭和58
- ・『国史大辭典第11卷』東京 吉川弘文館 平成2
- ・『民國人物大辭典』石家莊 河北人民出版社 1991
- ・『現代支那人名鑑 大正十三年六月』外務省情報部
- ・橋川時雄編纂『中國文化界人物總鑑』北京 中華法令編印館 昭和15
- ・支那研究會編『最新支那官紳録』北京 支那研究會 再版 大正7
- ・諸橋轍次著『大漢和辭典卷一』東京 大修館書店 修訂版 昭和59
- ・諸橋轍次著『大漢和辭典卷三』東京 大修館書店 修訂版 昭和60
- ・諸橋轍次著『大漢和辭典卷四』東京 大修館書店 修訂版 昭和60
- ・諸橋轍次著『大漢和辭典卷八』東京 大修館書店 修訂版 昭和61
- ・諸橋轍次著『大漢和辭典卷十』東京 大修館書店 修訂版 昭和61
- ・『汉语大詞典第六卷』上海 汉语大詞典出版社 1990
- ・万树玉『茅盾年譜』杭州 浙江文艺出版社 1986
- ・張錦郎、黃淵泉編『中國近六十年來圖書館事業大事記』台北 臺灣商務印書館 民國63
- ・『清史編年第12卷』北京 中国人民大学出版社 1980
- ・『中華民國史事日誌』臺北 中央研究院近代史研究所 民國68-74
- 研究書類
 - ・『湖州市教育志』杭州 浙江教育出版社 1995

- ・蔡佩玲著『范氏天一閣研究』台北 漢美圖書有限公司 1991
- ・織田萬撰『清國行政法汎論』台北 華世出版社 影印一版 民國68
- ・許大齡著『清代捐納制度』北京 燕京大學哈佛燕京學社 1950
- ・蘇雲峯著『張之洞與湖北教育改革』臺北 中央研究院近代史研究所 民國65
- ・さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』東京 くろしお出版 1960
- ・實藤恵秀『中國人日本留學史稿』東京 日華學會 昭和14
- ・李广德著『一代文豪：茅盾的一生』上海 上海文艺出版社 1988
- ・『蕭山县志』杭州 浙江出版社 1987
- ・『嘉兴市志』北京 中国書籍出版社 1997
- ・小田嶽夫『魯迅伝』東京 大和書房 1966
- ・橋川文三『黄禍物語』東京 筑摩書房 1976
- 雑誌記事類
 - ・實藤恵秀「日華學堂の教育—留日學生史談、(五)」『東亞文化圏』第3卷第2号 [昭和19]
 - ・「早稲田学報」第28、32号 (明治32. 6、10)
 - ・高木理久夫「早稲田大学開校期における錢恂の寄贈図書について」『早稲田大学図書館紀要』第55号 2008
 - ・石見清裕「早稲田に残された徐松の直筆—早大圖書館所藏自筆校訂本『西域水道記』」『中國古典研究』第四十七號 2002
 - ・「臨時増刊太陽」(第14卷第3号)『黄白人の衝突』東京 博文館 明治41. 2
 - ・「文瀾學報第一集」杭州 浙江省立圖書館 民國24 (杭州古籍書店 1987年影印本)
- インターネット
 - ・梁斌「暨南學堂創辦之經過」(2004. 4. 22. 録入)『暨南大学新闻网』Jnnews.jnu.edu.cn
 - ・『湖州档案信息网』<http://huzda.zj001.net>
 - ・『心裁國樂譜交流網站』http://mayasun.idv.tw/topic.asp?TOPIC_ID=350

(たかぎ りくお 資料管理課)